香美町過疎地域持続的発展計画

香　美　町

目次

1 基本的な事項……1
(1) 本町の概況……1
(2) 人口及び産業の推移と動向……6
(3) 町行財政の状況……8
(4) 地域の持続的発展の基本方針……11
(5) 地域の持続的発展のための基本目標……13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項……13
(7) 計画期間……13
(8) 公共施設等総合管理計画との整合……13
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成……15
(1) 現況と問題点……15
(2) その対策……16
(3) 計画……17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……17
3 産業の振興……19
(1) 現況と問題点……19
(2) その対策……21
(3) 計画……22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……25
(5) 産業振興促進事項……25
4 地域における情報化……27
(1) 現況と問題点……27
(2) その対策……27
(3) 計画……27
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……27
5 交通施設の整備、交通手段の確保……29
(1) 現況と問題点……29
(2) その対策……30
(3) 計画……31
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……33
6 生活環境の整備……34
(1) 現況と問題点……34
(2) その対策……36
(3) 計画……38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……39
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進……40
(1) 現況と問題点……40
(2) その対策……41
(3) 計画……42

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……46
8 医療の確保……48
(1) 現況と問題点……48
(2) その対策……48
(3) 計画……48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……49
9 教育の振興……51
(1) 現況と問題点……51
(2) その対策……52
(3) 計画……54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……56
１０ 集落の整備……58
(1) 現況と問題点……58
(2) その対策……58
(3) 計画……58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……59
１１ 地域文化の振興等……60
(1) 現況と問題点……60
(2) その対策……60
(3) 計画……61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……61
１２ 再生可能エネルギーの利用の推進……63
(1) 現況と問題点……63
(2) その対策……63
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合……63
１３ その他地域の持続的発展に関し必要な事項……65
(1) 現況と問題点……65
(2) その対策……66
(3) 計画……66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合……67
事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）過疎地域持続的発展特別事業分……68

1 基本的な事項

(1) 本町の概況

本町は、兵庫県北部の但馬地域に位置し、日本海に面していて、内陸部は標高１千m級の中国山地に囲まれている。また、本町の中心を南北に縦断する矢田川水系に沿って耕地や居住地を形成している。

海岸部は山陰海岸国立公園に指定され、波蝕海岸風景を代表する名勝「香住海岸」がある一方、山間部は氷ノ山後山那岐山国定公園、但馬山岳県立自然公園など自然公園指定区域が多くを占める、山と川と海の豊かな多自然環境を有している。

また、京都府京丹後市から鳥取県鳥取市までをエリアとする、「山陰海岸ジオパーク」がユネスコ世界ジオパークに認定されている。

気候は日本海型気候に属し、年間を通して多雨多湿で、冬季は山間部を中心に積雪が多く、豪雪地帯に指定されている。

■ 本町の位置

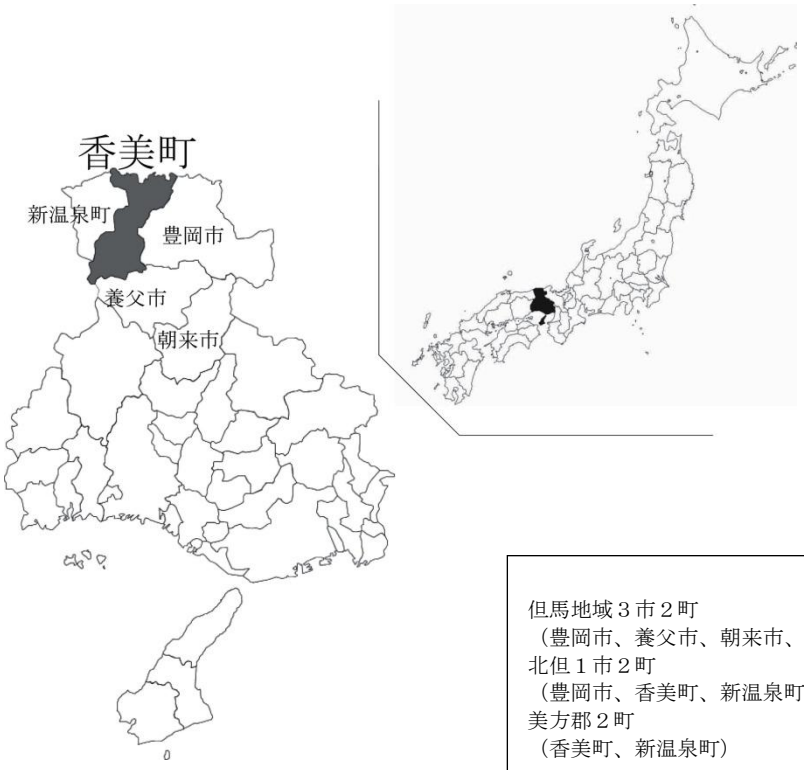

但馬地域３市２町
（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
北但１市２町
（豊岡市、香美町、新温泉町）
美方郡２町
（香美町、新温泉町）

■ 本町の土地利用状況

総面積	地目（㎢）					
（㎢）	田	畑	宅地	山林	原野	その他
368.77	11.71	5.50	3.64	141.22	2.97	203.73
100.0%	3.2%	1.5%	1.0%	38.3%	0.8%	55.2%

※2023（令和 5）年１月１日現在
（兵庫県資料による）

■ 歴史的条件

本町には縄文、弥生、古墳時代の遺跡や遺物などが点在し、古くから人々の営みがあり、江戸時代には豊岡藩、出石藩、村岡藩として栄えていた。

1871（明治４）年の廃藩置県によって久美浜県、出石県、村岡県が置かれたが、同年 11 月には豊岡県に合併され、1876（明治９）年８月の豊岡県廃止によって兵庫県の所属となった。その後、1889（明治 22）年の町村制の施行、1896（明治 29）年の郡制の施行によって、七美郡と二方郡が美方郡となり、美含郡は城崎郡に編入統合された。

本町を構成する旧美方町、旧村岡町、旧香住町は昭和 30 年代に町域が定まり、これ以降は生活に密着した衛生処理や常備消防などの分野で連携を図り、2005（平成 17）年４月に３町が合併して香美町となった。

■ 社会的条件

本町は、2020（令和２）年国勢調査で総人口 16,064 人、5,912 世帯で、人口は長年減少を続けており、世帯数は昭和 50 年をピークに横ばいから減少傾向にある。年齢構成では、年少人口（０～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加が顕著な少子高齢化となっている。

また、交通条件としては、国道９号、178 号、482 号の主要道路と、これらと連絡して本町の中心部を走る主要地方道香住村岡線などがある。広域的には、日本海沿岸軸の山陰近畿自動車道の一部区間である「香住道路」「余部道路」「浜坂道路」が供用されている。

さらに、北近畿豊岡自動車道が豊岡市の豊岡出石インターチェンジまで開通し、海岸部を走る JR 山陰本線とともに約３時間で京阪神と本町を結んでいるほか、本町の南東約 30 ㎞には但馬空港があり、大阪国際（伊丹）空港を約 40 分で結んでいるものの、都市部に比較すると地理的・社会的な条件不利地である。

■ 経済的条件

本町の総生産額は約 533 億円であり、産業別構成では、第１次産業が 6.8%、第２次産業が 20.7%、第３次産業が 72.5%となっている。（兵庫県統計課（令和４年度市町民経済計算 統計表（生産））

本町の基幹産業は稲作、畜産、漁業などを中心とした第１次産業であるが、農業では零細な経営基盤や農産物の価格低迷、漁業では漁獲量の減少、さらに全般的に就業者の高齢化と新規就業者の不足が顕著であり、厳しい状況が続いている。

第２次産業は水産加工業や機械器具製造業、縫製業などの製造業が中心となっているが、原材料費の高騰などの対応に苦慮している。

こうした中、第３次産業、とりわけ観光業に活路を見出そうと、豊かな自然とそれらが生み出す地域資源や特産物を生かした誘客策を展開しているが、近年は宿泊客が減少傾向にある。

■ これまでの過疎対策の状況、現在の課題及び今後の見通し

○ 人口などの動向

過疎地域対策緊急措置法が制定された 1970（昭和 45）年国勢調査では 28,321 人であったが、2020（令和２）年国勢調査では 16,064 人と、50 年間で実に 12,257 人、割合にして 43.3%も減少

している。

また、年齢構成も大きく変化している。年少人口及び生産年齢人口では、1970（昭和 45）年にそれぞれ 7,439 人、17,753 人であったものが、2020（令和２）年には 1,661 人（77.7%減）、7,873 人（55.7%減）となっている。

一方、老年人口では、1970（昭和 45）年に 3,129 人であったものが、2020（令和２）年には 6,530 人と 2.1 倍になっている。また、高齢化率（老年人口が総人口に占める割合）も、1970（昭和 45）年が 11.0%であったものが、2020（令和２）年には 40.6%となり、高齢化が進んでいる。

こうした背景には、晩婚化や未婚化による出生数の減少、地域経済の縮小による町外への人口流出、平均寿命の伸びによる老年人口の増加など様々な要因が考えられる。

○ これまでの対策

旧美方町、旧村岡町は 1970（昭和 45）年以降の過疎対策関連法などに基づき様々な過疎対策を計画的かつ積極的に講じてきた。また、2005（平成 17）年４月の合併により町全域が過疎地域に指定されたことで、産業振興や生活基盤整備などの過疎対策を全町で一体的に行ってきた。

▼ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

国は 2014（平成 26）年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（人口ビジョン）」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、2019（令和元）年 12 月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び「第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本町もこれを受け、2015（平成 27）年 10 月に「香美町人口ビジョン（第１版）」を、その４年後の 2019（令和元）年 10 月には「香美町人口ビジョン（第 2 版）」を策定し、2025（令和７）年における目標人口を 15,100 人（2060（令和 42）年の目標人口：7,500 人）とする目標値を設定した。また、「香美町人口ビジョン（第 2 版）」の策定と同時に、人口減少対策を着実に実行するための計画である「第２期香美町総合戦略」を定め、就労対策や移住定住対策、子育て支援策等の充実を図り、各種施策を展開してきたが、人口減少に歯止めをかけることができていない。

▼ 産業の振興

農業では、ほ場整備や農業用施設整備などのほか経営安定などに資する各種施策、家畜ふん尿の共同処理施設や畜舎の整備といった施設の近代化を進めてきた。林業では造林事業の促進、林道や作業路網などの整備のほか、近年では未利用間伐材の有効活用施設の機器更新を支援し、主伐再造林に向けた環境を整えるとともに、奥地の条件不利地間伐を進め災害対策を図った。また、水産業では漁港施設の改修や漁業者支援などを、商工業では関係団体の支援のほか、地域内経済の循環による商工業の活性化を進めてきた。

▼ 地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保

３区で通信方式が異なっていた情報伝達手段を町内全域で防災行政無線に統一し、平時の行政情報や災害時の防災情報の伝達に利用してきた。テレビ・ラジオ難視聴地区の解消、携帯電話の無線基地局やブロードバンド施設の整備を促進し、情報通信網の充実を図った。

山陰近畿自動車道「香住道路」「余部道路」「浜坂道路」、国道 482 号「蘇武トンネル」及び国道９号「笠波トンネル」の開通、主要地方道香住村岡線の改良をはじめとした国県道の整備とともに、町道の新設・改良・維持修繕などによって道路状況を改善・保全し、安全性と利便性の確保に努めてきた。また、住民の身近な交通手段である路線バスでは、自家用車の普及や人口減少などにより利用者が減少したこ

とに伴い、路線の休止や運行回数の削減が行われてきたが、その打開策として、民間バス事業者への支援や町民バスの運行を行い、交通手段の確保に努めてきた。

▼ 生活環境の整備

飲料水確保のための水道施設や、良好な生活環境を保つための生活排水処理施設は計画的に整備を進めてきた。また、ごみ処理については、近隣市町と共同設置したクリーンパーク北但での処理が円滑に行えるよう、町内のごみ収集体制を整備するため車両の更新などを年次的に行ってきた。

消防施設については、火災発生時に迅速な対応ができるよう機動力の充実や水利の確保、消防設備の近代化や高度化に努めてきた。

▼ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

児童福祉では医療費の軽減、各種相談窓口の開設、予防接種や健（検）診などに積極的に取り組むとともに、特にひとり親家庭、障害児、低所得家庭などの経済的・社会的弱者が安心して暮らせるよう施策の充実に努めた。また、民間保育所の運営支援とともに、保育料軽減、放課後児童クラブ運営、幼稚園預かり保育、病児保育事業など子育て家庭の支援に取り組んできた。

さらに、住民の健康増進と地域に密着した健康づくりを積極的に推進することを目的として、健康や子育て等に関する様々な相談や、母子手帳の交付、各種支援サービス等の申請手続きを行い、子育て世代包括支援センターやひきこもり支援センターを併設する香美町保健センターの整備を進めてきた。

高齢者福祉では老人福祉センター、デイサービスセンター、通所介護施設、認知症対応型生活介護施設及び小規模多機能型居宅介護施設を整備したほか、短期入所生活介護施設の長期ベッドへの転換の実施、地域包括支援センターの活動強化による介護予防施策、認知症施策の実施及び医療と介護の連携による地域包括ケアシステムを構築した。

障害者（児）福祉では障害福祉サービスの提供や指定管理施設の大規模修繕を実施したほか、障害者に対する就労生活支援、新たな相談支援事業所の開設による相談支援体制の強化を図った。

▼ 医療の確保

地域医療の核となる公立香住病院や公立村岡病院、町内診療所の医師確保をはじめとした医療環境の充実に努めた。また、「地域の医療は地域で守る」という考えのもと、地域住民の救命率の向上及び後遺症の軽減のため、公立豊岡病院組合が運行するドクターヘリやドクターカーの支援を行った。

▼ 教育の振興

学校施設の耐震改修や照明のＬＥＤ化、中学校体育館の空調整備、安全安心な学校給食を提供する給食センターの整備を行い、教育環境の充実に努めた。また、児童生徒数の減少による小規模学校の増加が、人間形成や教育環境の面で与える影響を考慮し、より質の高い教育の提供を目指し、各学校園の連携体制や地域をあげて子どもを育む体制の強化を進め、本町ならではの教育環境づくりを進めてきた。

また、生涯学習の拠点となる各公民館、体育館、グラウンドの整備を進めるとともに、地域・学校・家庭が一体となって子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティ・スクールの活動を進めてきた。

▼ 集落の整備

集落や地域が行う活動や集会所整備などを支援して、集落の維持や地域の活性化を促進した。

▼ 地域文化の振興等

先人が築き、地域に息づく伝統文化の継承を支援するとともに、子どもたちの成長の原点である自然や

文化、伝統などのふるさとの大切さを学ばせ、本町に愛着を抱かせるふるさと教育を推進した。

○ 現在の課題と今後の見通し

過疎対策関連事業の実施などにより社会資本整備には一定の成果を上げてきたが、社会情勢の著しい変化は予想をはるかに超えるものであり、人口減少や少子高齢化、相互扶助を支える地域活力の低下に歯止めをかけるには至っていない。

この解決に当たっては、今後も社会情勢や国・県の動向を注視しつつ誰もが「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」であり続けるため、2026（令和８）年度から 10 年間のまちづくりの基本的な指針である第３次香美町総合計画の趣旨に沿って、様々な課題への対応を行っていく必要がある。

■ 社会的経済的発展の方向

人口減少や少子高齢化に歯止めをかけ、そして地域の活力を維持するためには、結婚、出産、子育てがしやすい環境づくり、恵まれた地域資源を活用した町内における雇用機会の創出、高齢者が生きがいを持って社会の一翼を担うことができる健康長寿のまちづくりなどを進めることが重要となる。また、教育環境や住環境の充実を図り、現在ここに住む人々が「住み続けたいまち」であるとともに、移住・定住希望者にとって「住んでみたいまち」として、本町の魅力を増進させることが必要となる。

そのためにも、豊かな自然とそれらが生み出す地域資源や特産物を有効に活用した活力ある産業の育成をはじめとして、交通通信、生活環境、保健福祉、医療、教育、地域文化、集落整備などの現状を的確に捉えるとともに、地域特有の問題点を丁寧に検討したうえで、次代の子どもたちに過度な財政的負担を課すことのない財政収支見通しに立ち、持続可能な社会的経済的発展を実現しなければならない。

(2) 人口及び産業の推移と動向

■ 人口に関すること

本町の人口は、2020（令和２）年度の国勢調査結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計に準拠した推計を実施したところ、2060（令和 42）年には、2020（令和２）年より 11,085 人減少して 4,979 人になるとされている。

本町に限らず、全国的にも少子高齢化が進み、人口が減少するのはやむを得ないことだが、このまま推移すると、香美町人口ビジョン第 3 版で掲げる将来展望人口においても、2020（令和２）年に 1,661 人であった「０～14 歳」の子どもの数は、2060（令和 42）年には 919 人となり、742 人減少することになる。

人口そのものを増加傾向にすることは困難であるとしても、若い世代の人口減少に歯止めをかけ、年少人口を維持し、次代を担う子どもへのふるさと教育等を推進し、地域を愛し活性化に貢献する人材を育成することにより持続可能な自律性の高い地域を目指すべきであると考える。

表１-１(1) 人口の推移（国勢調査）　（実数の単位：人）

区分	1980（昭和55）年	1990（平成２）年		2005（平成 17）年		2015（平成 27）年		2020（令和２）年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,694	25,136	-5.8%	21,439	-14.7%	18,070	-15.7%	16,064	-11.1%
０歳～14 歳	5,919	4,875	-17.6%	3,063	-37.2%	2,065	-32.6%	1,661	-19.6%
15 歳～64 歳	16,978	15,434	-9.1%	11,906	-22.9%	9,375	-21.3%	7,873	-16.0%
うち 15 歳～29 歳(a)	4,562	3,549	-22.2%	2,556	-28.0%	1,853	-27.5%	1,484	-19.9%
65 歳以上(b)	3,797	4,827	27.1%	6,470	34.0%	6,630	2.5%	6,530	-1.5%
(a)/総数 若年者比率	17.1%	14.1%	-17.5%	11.9%	-15.6%	10.3%	-13.4%	9.2%	-10.7%
(b)/総数 高齢者比率	14.2%	19.2%	35.2%	30.2%	57.3%	36.7%	21.5%	40.6%	10.6%

表１-１(2) 人口の見通し（総人口の推移）

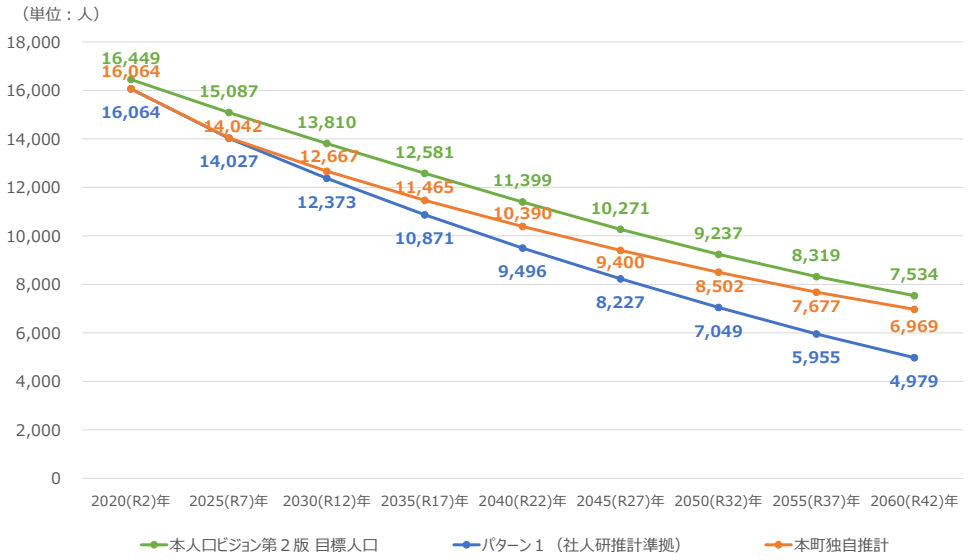

人口	2020 (R2)年	2025 (R7)年	2030 (R12)年	2035 (R17)年	2040 (R22)年	2045 (R27)年	2050 (R32)年	2055 (R37)年	2060 (R42)年
本人口ビジョン第２版 目標人口	16,449	15,087	13,810	12,581	11,399	10,271	9,237	8,319	7,534
パターン１（社人研推計準拠）	16,064	14,027	12,373	10,871	9,496	8,227	7,049	5,955	4,979
本町独自推計	16,064	14,042	12,667	11,465	10,390	9,400	8,502	7,677	6,969

表１-１(3) 人口の見通し（年齢３区分別人口の推移）

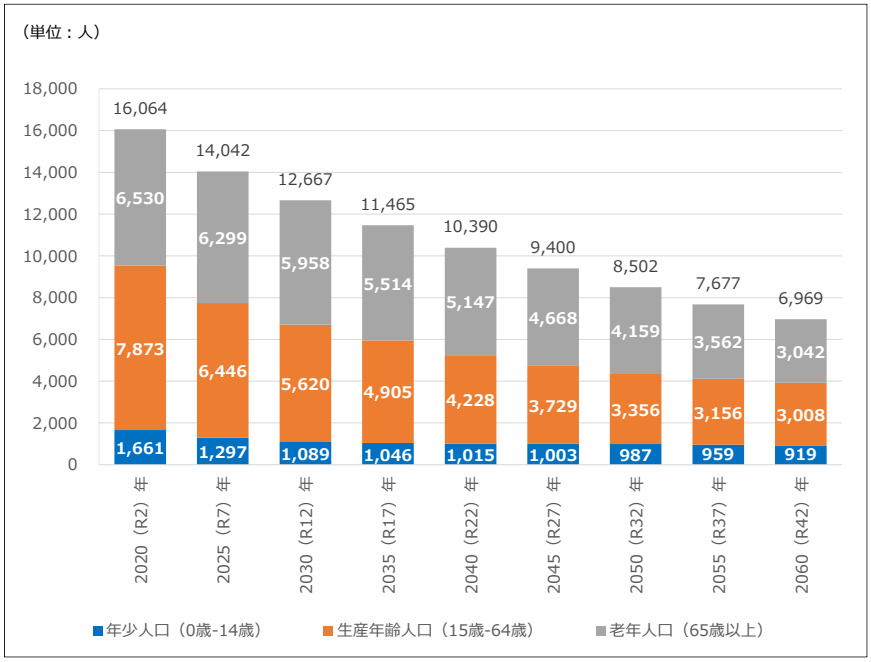

人口	2020 (R2)年	2025 (R7)年	2030 (R12)年	2035 (R17)年	2040 (R22)年	2045 (R27)年	2050 (R32)年	2055 (R37)年	2060 (R42)年
総人口	16,064	14,042	12,667	11,465	10,390	9,400	8,502	7,677	6,969
年少人口（0歳-14歳）	1,661	1,297	1,089	1,046	1,015	1,003	987	959	919
生産年齢人口（15歳-64歳）	7,873	6,446	5,620	4,905	4,228	3,729	3,356	3,156	3,008
老年人口（65歳以上）	6,530	6,299	5,958	5,514	5,147	4,668	4,159	3,562	3,042

出典：香美町人口ビジョン第３版から抜粋

■ 産業に関すること

本町の総生産額は約 533 億円であり、産業別構成では、第１次産業が 6.8%、第２次産業が 20.7%、第３次産業が 72.5%となっている。（兵庫県統計課（令和４年度市町民経済計算 統計表（生産））（再掲）

本町の基幹産業は稲作、畜産、漁業などを中心とした第１次産業であるが、農業では零細な経営基盤や農産物の価格低迷、漁業では漁獲量の減少、さらに全般的に就業者の高齢化と新規就業者の不足が顕著であり、厳しい状況が続いている。（再掲）

第２次産業は水産加工業や機械器具製造業、縫製業などの製造業が中心となっているが、原材料費の高騰などの対応に苦慮している。（再掲）

こうした中、第３次産業、とりわけ観光業に活路を見出そうと、豊かな自然とそれらが生み出す地域資源や特産物を生かした誘客策を展開しているが、近年は宿泊客が減少傾向にある。（再掲）

今後、より深刻化する人口減少により、各産業の担い手の確保問題が深刻化し、それに起因する廃業数の増加や地域内における消費の減少など、域内の経済活動や経済循環がより厳しい状況に陥る見込みである。

表１-１(4) 産業の推移（国勢調査）

区分		2015（平成 27）年	2020（令和 2）年	増減率
第１次	人数(人)	1,124	836	-25.6%
	割合(%)	12.8%	10.7%	-16.4%
第２次	人数(人)	2,490	2,106	-15.4%
	割合(%)	28.2%	27.1%	-3.9%
第３次	人数(人)	5,200	4,843	-6.9%
	割合(%)	59.0%	62.2%	5.4%

(3) 町行財政の状況

本町は、過去の公共事業の実施に伴う公債費の増加により、2008（平成 20）年度決算における実質公債費比率が 26.6%となり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「法」とする。）に定める早期健全化基準である 25%を上回ったことで、2009（平成 21）年度に財政健全化団体となった。2006（平成 18）年度から８年間にわたり取り組んだ行財政改革により、2009（平成 21）年度決算で実質公債費比率は 24.6%と早期健全化基準を下回り、2010（平成 22）年度に財政健全化団体から脱却し、2013（平成 25）年度決算においては実質公債費比率 18%を下回った。2021（令和３）年度決算では実質公債費比率 9.0%まで減少したが、以降再び増加に転じ、2024（令和６）年度決算においては 11.4%となっている。

今後も実質公債費比率は増加傾向になると見込まれ、過疎化による地価の下落や人口減少による町税収入等の減少、公債費や特別・企業会計への繰出金の高止まり及び公共施設等の老朽化対策や物価・賃金の上昇等への対応から、基金を取り崩しながらの財政運営が予想される。

これらの歳入・歳出における様々な要因から、今後、町財政運営は厳しさを増すことが想定されるが、様々な課題に対処した上で行政サービスを提供するためには、持続可能な財政運営に向けた取組を推進する必要がある。

※ 実質公債費比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定される健全化判断比率の４指標のうちの一つで、実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表し、18%以上であれば地方債の発行に許可が必要となるほか、25%以上であれば一部の起債の発行が制限される。

表１－２(1) 町財政の状況　（単位：千円、%）

区 分	2010 （平成 22） 年度	2015 （平成 27） 年度	2020 （令和 2） 年度	2024 （令和 6） 年度
歳 入 総 額 A	14,167,544	15,229,447	17,752,335	17,843,288
一 般 財 源	9,209,127	9,179,149	9,135,073	9,374,354
国 庫 支 出 金	1,014,940	939,585	3,163,293	1,409,863
都道府県支出金	972,266	762,722	1,279,809	1,161,912
地 方 債	1,874,278	3,139,408	2,075,743	1,667,886
うち過疎対策事業債	321,300	576,600	1,164,800	1,140,400
そ の 他	1,096,933	1,208,583	2,098,417	4,229,273
歳 出 総 額 B	13,728,810	14,837,548	17,230,571	16,969,138
義 務 的 経 費	5,780,232	5,320,836	5,460,406	6,356,469
投 資 的 経 費	1,499,291	1,695,036	2,451,303	2,439,202
うち普通建設事業	1,402,358	1,686,079	2,442,426	1,860,651
そ の 他	6,449,287	7,821,676	9,318,862	8,173,467
過疎対策事業費	1,211,141	3,509,692	1,732,509	1,815,065
歳入歳出差引額 C（A－B）	438,734	391,899	521,764	874,150
翌年度へ繰越すべき財源 D	165,023	38,422	202,898	117,973
実質収支 C－D	273,711	353,477	318,866	756,177
財 政 力 指 数	0.29	0.25	0.23	0.23
公 債 費 負 担 比 率	25.5	22.3	18.8	19.4
実 質 公 債 費 比 率	22.8	11.3	9.6	11.4
起 債 制 限 比 率	—	—	—	—
経 常 収 支 比 率	86.3	82.8	86.2	95.7
将 来 負 担 比 率	196.3	103.4	59.9	17.6
地 方 債 現 在 高	19,403,742	19,519,638	19,243,809	17,125,290

表１－２(2) 主要公共施設等の整備状況

区　　分	1980 (昭和 55) 年度末	1990 (平成２) 年度末	2000 (平成 12) 年度末	2010 (平成 22) 年度末	2020 (令和 2) 年度末	2023 (令和５) 年度末
市 町 村 道						
改 良 率 （%）	14.0	27.6	33.3	34.6	34.9	37.0
舗 装 率 （%）	19.2	50.2	56.8	57.7	59.0	59.0
農　　道						
延　　長 （m）	83,634	37,676	73,400	54,987	62,813	76,809
耕地１ha 当たり農道延長（m）	40.2	18.8	39.2	—	—	—
林　　道						
延　　長 （m）	37,106	59,881	98,745	87,454	87,454	85,958
林野１ha 当たり林道延長（m）	2.0	3.4	4.5	—	—	—
水 道 普 及 率 （%）	97.9	98.8	99.6	98.6	99.62	99.61
水 洗 化 率 （%）	1.5	19.8	45.9	95.0	96.46	97.34
人口千人当たり病院、診療所の病床数 （床）	5.5	6.0	6.3	5.7	5.5	5.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

① 本町の現状と課題

本町は、1970（昭和 45）年に過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受け、2005（平成 17）年に町全域が過疎地域となって以降、地域の特性を生かした産業、交通通信、生活環境、保健福祉、医療、教育、地域文化、集落整備など、あらゆる分野での充実を懸命に推進してきた。その結果、これらが住民の生活と地域の活性化に果たした役割は大きいものである。

しかし、本町が地理的・社会的な条件不利地であることに変わりはなく、加えて、人口減少や少子高齢化、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大などが与えた経済への影響は大きく、本町全体の活力低下が著しい。

一方、住民ニーズは高度化多様化しており、さらに地球規模の気候変動のほか、経済のグローバル化、高度情報化社会への対応など、様々な課題への対応が求められていることから、これまでにも増して効果的な過疎対策を継続して講じることが、地域の活性化と持続可能なまちづくりを促すことにつながる。

② 本町のまちづくりの方向

第３次香美町総合計画では、町民憲章を基本理念とし「みんながいきいき、笑顔あふれるまち　香美町」を将来像としている。

この将来像の実現と過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨を念頭に、更なるまちの魅力づくりを行い、「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」を目指す。

③ 自立促進のための重点的施策

第３次香美町総合計画に示されている５項目の基本方針を、自立促進のための重点的施策と位置づけて推進する。

基本方針１　地域経済

１　観光・交流

食・自然・伝統文化・地場産業などの地域資源を活用することで、観光業の関係人口・交流人口の増加を目指すとともに、観光産業に関わる関係団体や事業者とともに持続可能な取組を進める。

２　商工業

商工会等、関係団体との連携による商工業経営の継続・発展、新規起業等への支援と、雇用の確保に取り組み、地域経済の活性化を促進する。

３　農林業

地域の特性を生かし守りながら、次世代へとつながる持続可能な農林業体系の構築を目指す。

４　漁業・水産加工業

水産資源を有効活用し、次世代へとつながる持続可能な漁業・水産加工業の振興を図る。

基本方針２　生活安全

１　防災

生命・財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちを目指す。

２　交通安全・防犯

交通事故や犯罪のない生活を守るため、交通安全対策や防犯対策に取り組み、安全安心なまちを目指す。

3　消費生活

高齢者を含めた住民一人ひとりが当事者意識を持って知識を身に付け、消費者被害を未然に防止し、安全安心に暮らせるまちを目指す。

4　人権・男女共同参画

人権教育・啓発を推進することにより、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において人権が尊重され、性別に関わりなく、住民一人ひとりが個性と能力を発揮できる男女共同参画が図られるまちを目指す。

基本方針３　健康・福祉

1　健康・医療

安定した医療体制を確保し、適切な医療を受けることができるまちであるとともに、誰もが自らの健康に関心を持ち、健やかに暮らし続けるまちを目指す。

2　福祉

地域住民一人ひとりが役割と生きがいを持ち、お互いが支え合い・支えられる地域づくりを推進することにより、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指す。

基本方針４　子育て・教育・学習

1　子ども・子育て

出産・育児を支え合い、子育て世代が安心して暮らせるまちを目指す。

2　学校教育

子どもたちの「未来を切り拓く力」の育成を図るとともに、本町の発展を想い、まちの将来を担う人材を育て、まちの活性化を図る。

3　生涯学習

誰もが生涯にわたって教養を身に付け、生きがいを感じて暮らせるまちを目指す。

4　スポーツ

スポーツへの関心を高め、全世代が豊かなスポーツライフを楽しむことで、健康な暮らしと活力あるまちを目指す。

5　文化芸術・歴史

地域が一体となって、歴史を伝え、文化を育み、心豊かで魅力あふれるまちを目指す。

基本方針５　生活基盤・環境

1　移住定住

このまちに魅力や愛着を感じるとともに、若者や女性をはじめ、誰もが住みたくなるまちを目指す。

2　住環境

町営住宅の改修や管理不全空家の除却、安心して利用できる魅力的な公園の整備・管理を進め、安全安心な住環境の整った、住みよいまちを目指す。

3　公共インフラ

公共インフラの計画的な予防保全による老朽化対策などを進め、公共インフラが整備された快適なまちを目指す。

4　公共交通

通院や買い物などの目的地に、安全かつ円滑に移動ができる利便性の高い交通ネットワークのある快適なまちを目指す。

5　環境衛生

適正なごみの分別、住民によるごみ発生抑制、資源化の意識向上を図り、環境にやさしいまちを目指す。

6 環境保全

住民、事業者、行政などが一体となり、豊かな自然を次代に継承し、地球環境にやさしい持続可能なまちを目指す。

（第３次香美町総合計画 基本構想「基本方針」から抜粋）

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要不可欠である。

2020（令和２）年度の国勢調査の結果を踏まえた社人研準拠の将来人口推計によると、本町の将来人口は 2030（令和 12）年には 12,373 人（2020（令和２）年比 23.0%減）、2035（令和 17）年には 10,871 人（同 32.3%減）になるとされている。

2025（令和７）年５月に策定した「香美町人口ビジョン（第３版）」では、2020（令和２）年度の国勢調査の結果を踏まえた社人研準拠の将来推計人口が 2045（令和 27）年には 8,227 人、2060（令和 42）年には 4,979 人となるとされる中、若い世代の移住・定住を進める施策、結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策、そのために必要な若い世代の仕事と住まいの確保や、次代に合った地域づくりを進めることで、2060（令和 42）年における目標人口を約 7,000 人としている。

この推計に基づき、本計画の最終年にあたる 2030（令和 12）年における目標人口を 12,667 人と定める。

	現状値	目標値
年 度	2020（令和 2）年	2030（令和 12）年
総人口	16,064 人	12,667 人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を行う PDCA サイクルが重要である。

毎年度実施する香美町総合戦略の評価を通じて、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、計画の達成状況を香美町総合計画審議会において評価する。

(7) 計画期間

計画期間は、2026（令和８）年４月１日から 2031（令和 13）年３月 31 日までの５か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

2017（平成 29）年３月に香美町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、2018（平成 30）年３月に公共施設に係る個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込みについて整理した。また、総務省の通知を踏まえ、2023（令和５）年３月に改訂を行い、2024（令和６）年３月にも一部内容の追加・修正を行った。

今後は、公共施設等マネジメントの基本方針等に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施し、過疎地

域の持続的発展に努める。

公共施設等マネジメントの基本方針は次のとおり。

① 安全・安心の確保（品質）

・定期的な点検等により劣化状況の把握に努め、事後保全から、予防保全への転換を図る。

・耐震化の推進やユニバーサルデザインに配慮した施設整備により、利用者の安全・安心を確保する。

② 施設保有量の適正化（供給）

・住民ニーズの変化に合わせた施設の規模・配置・機能を検討し、集約化・複合化・廃止等により、施設保有量の適正化を図る。

・住民サービスを著しく低下させることのないよう、施設の利用状況、地域ごとの配置状況等を考慮し、適正な行政サービス水準について検討する。

③ コストの適正化と財源確保（財務）

・予防保全への転換等による施設の長寿命化、指定管理者制度の適切な運用、省エネルギー設備の導入等により、施設の更新費用の平準化や維持管理費用等の縮減を図る。

・未利用資産の売却・貸付、公共施設等の管理に向けた基金の創設等により財源確保を図る。

・住民の税負担の公平性を保つために、利用者負担の適正化を図り検討する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住定住

- 本町の人口は年々減少が続いており、人口減少を抑制する必要がある。特に、高校卒業後に京阪神をはじめ町外の大学や専門学校に進学し、そのまま町外に就職する方が多いことから、若者のＵターンを促進していく必要がある。この傾向は、女性に顕著であり、女性の Ｕ ターン者を増やす取組が必要である。
- 2024（令和６）年に実施した住民アンケートでは、77.9%が「香美町に愛着を感じる」と回答したものの、「町外へ移りたい」との回答が全体で 27.6%あり、特に若い世代（18、19 歳は 75%、20～24 歳は 48%）で高い割合となっている。
- 若者が帰って来ない理由として、希望する働く場所がないことや、生活を送るのに不便であることが要因としてあげられており、「帰ってきたくなるまち、選ばれるまち」を目指す取組が必要である。
- 移住者を増やすため「まちなか移住相談室」の設置や「空き家バンク」を設け、住まいを希望する方へ空き家物件の紹介及び各種補助金制度による助成などの取組を進めている。しかし、アンケート結果では、「空き家の利活用対策」、「Ｕターンしてもらうための仕組」、「移住推進に関する情報発信」などの取組が不十分という結果が出ているため、移住や住まいに関する施策を充実させるとともに、情報発信を強化する必要がある。

②結婚

- 若い世代の転出増加により、出会いの機会が少ないことから、本町での出会いの機会を創出する取組や本町で暮らしたい・結婚したいと思っていただける取組が必要である。
- また、単なる出会いの機会の創出だけではなく、若い世代の結婚や子育てに関する希望をかなえる施策を展開していく必要がある。

③多文化共生

- 本町に在住する外国人には、労働収入を目的とした方も多く、地域住民との交流機会が少なく、お互いの情報が不足している状態である。
- また、外国人家庭の出産・育児・子育て・教育において、住民や事業者との言葉の壁による意思疎通が難しい状況もあることから、多文化共生意識の醸成を図るとともに、外国人労働者の職場と連携して交流を深める必要がある。

④参画・協働

- 本町では、人口減少や少子高齢化に伴い、これまで集落単位で行われてきた共同作業などの継続が困難な状況となっており、集落の生活環境が悪化しつつあるとともに、空き家の増加や移住者とのトラブルも発生している。
- また、本町ではこれらに対応するため、公民館単位での新たな地域コミュニティ組織の設立に取り組んできたが、現在は１組織のみにとどまっている。新しい地域コミュニティ組織の必要性に関する地域と行政との合意形成が図られていないことが課題となっているため、今後は、設置目的、役割、活動内容について再度整理し、啓発していく必要がある。
- さらに、福祉や防災などの課題に対しては、地域で対応すべき役割も大きいため、持続可能な地域活動を支える仕組みづくりや活動拠点の維持確保などの取組が一層求められている。

・ 町政への住民参画については、「住民一人ひとりが主役である」というまちづくりの考え方を踏まえ、住民一人ひとりが果たせる役割を担うとともに、地域活動を行う組織の育成・支援や、地域活動を担う人材育成を進める必要がある。

⑤公園

・ 公園は、町内に 11 箇所（香住区３箇所、村岡区４箇所、小代区４箇所）ありますが、設置目的によって所管課が異なり、本町として公園の一元管理ができていない。
・ 子育て世代からは、子どもが安全に遊ぶことのできる遊具の充実を求める声があり、区ごとに遊具の設置を進めてきたが、設置及び維持管理等に要する経費も必要なことから、すべての公園に設置できていない。
・ また、公園にはそれぞれの設置目的があるものの、目的を果たせていない公園もあり、管理運営が不十分な状態となっていることから、管理の適正化及び公園の設置目的を再確認する必要がある。
・ 2024（令和６）年に実施した住民アンケートでは、「快適で心地よい住環境のまちの推進」の取組についての不満理由として、回答者の 45.6%が「公園や広場が充実していない」と回答しており、誰もが使いやすく、遊具等が充実した公園を整備する必要がある。
・ 今後は、公園マップを作成するなど、住民へ公園の所在をお知らせする必要がある。

(2) その対策

①移住定住

・ 移住フェアに積極的に参加するとともに、本町に興味を持っていただけるよう PR 活動に取り組む。
・ オンライン相談の充実や官民連携の相談体制の構築など、移住相談体制の強化を図る。
・ 大学進学や就職などのため町外に転出した若者をターゲットに仕事・住まい・子育てなどの情報を発信し、U ターン促進を図る。
・ 移住定住支援サイト（WONDER KAMI）を充実させ、就職や暮らしの情報発信の強化を図る。

②結婚

・ 官民連携による出会いの機会の創出に取り組む。
・ 結婚を希望する方への支援に取り組む。

③多文化共生

・ 住民と外国人の交流の場づくりに取り組む。
・ 日本語教室を開催し、町内の外国人の日本語能力の向上を図る。
・ 日本の文化や生活習慣を理解していただく取組を検討する。

④参画・協働

・ 地域課題の解決に向けて、集落や地域活動団体が取り組む公益事業に対し助成を行う。
・ 公民館単位で組織する区長会を中心に、地区間の連携協力を図り、活動しやすい環境づくりを進める。
・ 将来の地域のリーダーとなる人材育成や、若者のまちづくりへの参画促進に取り組む。
・ 先進地の事例を学び、推進の方向性を決定する。
・ 地域自治区ごとに設置している「地域協議会」において、地域の課題を協議する。

⑤公園

・ 子育て世代からの要望の多い子どもの遊具の導入や更新を行う。
・ 公園内の点検を毎年定期的に行う。
・ 地元住民組織による公園施設維持管理の導入を検討する。

・　公園マップを作成し、住民への周知を図る。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	⑷　過疎地域持続的発展特別事業	移住定住促進事業 ○具体的な事業内容 移住定住者への情報提供や相談窓口を設置するとともに、住宅取得・住宅改修等への支援 ○事業の必要性 移住定住の促進による人口減少の抑制 ○見込まれる事業効果 移住検討段階から移住に至るまでの継続した支援を行うことによる移住の促進	住民	補助金
		結婚支援対策事業 ○具体的な事業内容 結婚新生活者への支援及び男女の出会いの機会創出のイベント費用の補助 ○事業の必要性 結婚支援対策を行うことによる人口減少の抑制 ○見込まれる事業効果 人口減少の抑制	住民	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

①観光・交流

- 本町の観光繁忙期はカニやスキーシーズンの 11 月から３月までの冬期間となっているが、この期間における観光入込数の年間観光入込数に対する近年の割合は、2020（令和２）年度 485 千人の 62%、2021（令和３）年度 483 千人の 64%、2022（令和４）年度 535 千人の 55%、2023（令和５）年度 441 千人の 49%と、コロナ禍以降では繁忙期以外にも来訪される方の割合が増加しており、引き続き冬期以外の入込客を増やすとともに、宿泊につなげるなどの施策が課題となっている。
- 飲食業や宿泊業の宿泊施設数は、2001（平成 13）年度には 370 件であったが、2021（令和３）年度には 203 件と、45.1%減少している。
- 世界の観光需要を取り込むインバウンド誘客は、地域への経済効果が期待される重要分野であるが、地域のインフラ整備や交通アクセスの改善（ハード）、インバウンド旅行者の受け入れ体制（ソフト）に課題があり、また施策に対する費用対効果の検証にも課題がある。
- 近年の観光客のニーズは国内外を問わず、単に宿泊だけでなく、付加価値として体験型観光を取り入れたプランが好まれる傾向にある。町内の体験型観光は、昔ながらの海水浴やスキーについては、一定の集客効果はあるが、ニーズの多様化や気候変動などの影響により、これらの集客数は減少傾向にある。
- 施設面ではジオパークと海の文化館におけるちくわ焼き体験、海では海上ジオタクシー、カヤック、SUP、シュノーケリング、山では、ツリークライミング、洞窟探索、サイクリングといったアクティビティが造成されているが、自然体験型のアクティビティが多く、天候に左右されることがある。今後は本町の強みである食や産業、自然、歴史文化、スポーツ等にスポットを当てた年間を通じたアクティビティを増やしていく必要がある。

②商工業

- 転入・転出による人口の社会増減は緩やかな減少に転じているものの、生産年齢人口が総人口の半数を割り込み、出生数の減少など、社会の下支えとなる人口が減り続け、数量的な労働力の確保が厳しい見通しとなっている。また、人口減少は、町内需要及び消費額にも影響を及ぼしている。
- 今後は、就業者人口も大きく減少し、労働力不足が深刻な問題となってくることから、町外からの労働者の受け入れを推進していく必要がある。
- 産業構造としては、第３次産業が 73.9%、第２次産業が 23.2%、第１次産業が 2.9%と、第３次産業の構成割合が高くなっているが、事業所数は全体的に減少傾向にある。
- 町内総生産額は、第３次産業が減少傾向となっているが、第１次及び第２次産業は生産品の高付加価値化や町外需要の増加により回復傾向にある。特に水産物（漁業、食品製造業）の高付加価値化が進んでいる。
- 産業振興の課題としては、中小事業者の高齢化、後継者不足による廃業等の事業承継の問題、若者の就職希望と職種のマッチングの問題、起業支援など雇用の場の確保の問題等がある。

③農業

- 農業就業者数や耕作面積が減少傾向にあるため、本町の独自施策として地域の中心的経営体に対し、作業の省力化・効率化による農地集積の支援を行っている。
- しかし、農業者の高齢化や農業所得の伸び悩みなどにより、農業の担い手確保ができておらず、また、離農者の増加により、自給的農家戸数は 2020（令和２）年度に 677 人と、1990（平成２）年度

の約 88.6%に減少しており、食料生産機能の低下や、農業や農村を維持するための十分な体制構築ができない状況となっている。

・ このことから、新規就農者及び後継者の確保・育成を図る必要がある。

④畜産業

・ 本町では、「但馬牛の原産地」として伝統を守り継承していくため、畜産農家戸数の増加や繁殖雌牛の増頭に向けて、様々な取組を行っている。

・ しかし、畜産農家の後継者確保ができておらず、また、離農者の増加などにより、畜産農家戸数は 2014（平成 26）年度の 44 戸から 2024（令和６）年度の 37 戸に減少するなど、伝統を守り継承するための十分な体制構築ができていない状況となっている。このことから、新規就農者及び後継者の確保、育成を図る必要がある。

・ また、本町の繁殖雌牛飼養頭数は、2014（平成 26）年度の 1,223 頭から 2024（令和６）年度の 1,438 頭へと順調に推移している。

・ しかし、国際情勢等の変化による飼料価格の高騰により、畜産農家の経営を圧迫していることから、その対策を行う必要がある。

⑤林業

・ 全国的な木材価格の低迷により、本町においても唯一の林業事業体である北但西部森林組合の経営状況は厳しさを増しており、これまで本町の独自施策として、森林整備に対する支援や作業の省力化・効率化等に対する支援を行っている。

・ 一方、2024（令和６）年度の森林環境譲与税の課税が開始されたことにより、森林・林業に関する住民の関心は高まっているものの、北但西部森林組合における新規林業就業者数の減少や就業者年齢の高齢化により、作業体制の維持や技術継承が難しく、同組合における森林整備体制の維持確保が困難になっている。

・ このことから、林業事業体の収益性向上及び経営体制の確保を進める必要があるほか、住民における森林・林業への関心や魅力の啓発を進め、森林の必要性を訴えていく必要がある。

・ また、町土の８割以上を占める森林においては、現在、森林法等各種法令に基づく管理や造林事業をはじめとする森林整備の実施により、木材生産機能だけではなく、水源涵養機能や山地災害防止機能といった公益的機能の維持を図っている。

⑥野生鳥獣被害

・ 本町においては近年シカによる被害が多大であり、本町におけるシカの捕獲頭数は 2013（平成 25）年度の 368 頭から 2021（令和３）年度の 3,341 頭に増頭していることから、今後も個体数の適正管理活動（捕獲活動）や防護柵設置支援などの被害軽減対策の取組を引き続き講じる必要がある。

⑦漁業

・ 本町では、減少している漁船、漁業従事者及び温暖化等自然環境の変化等に起因する漁獲量の減少、漁業施設の老朽化対策等、様々な問題や課題に対応するため、2017（平成 29）年度から「香美町の水産を考える会」による対策の検討を進めている。

・ しかし、これらの課題等に対応するための港及び市場の集約・再編の協議に時間を要しており、漁業施設の更新等を推進する基本計画の策定に至っていない状況となっている。今後は、基本計画の策定に向けた調査業務を進めるとともに、継続的な水産物 PR、魚食普及事業等を推進する必要がある。

・ また、漁業者の高齢化、担い手不足から漁業従事者は年々減少傾向にあり、長期的視点に立った担い手対策や漁獲量が年々減少する中、資源管理型漁業を推進し、資源の確保対策、養殖・畜養漁業、持続的な漁業資源の確保に取り組む必要がある。

⑧水産加工業

・ 国民一人当たりの生鮮魚介類の年間消費量は 2023（令和５）年が 6,368g と、2017（平成 29）年の 10,027g に比べると 36.5%減少し、塩干魚介は 2023（令和５）年が 2,009g と、2017（平成 29）年の 2,910g に比べると 31.0%の減少となっており、食生活の変化による魚離れが進んでいる状況である。

・ 町内においても、漁獲量の減少、漁獲物の変化などにより加工原料の確保対策が必要となる中、業者数や従業員数も年々減少しつつあり、担い手対策や従業員確保も必要となるなど、水産加工業を取り巻く環境は厳しい状況である。

・ そのような中、全国でも珍しい「香美町魚食の普及の促進に関する条例」（通称：とと条例）を制定し、魚食普及を推進しているが、より一層の取組が必要となっている。

・ また、漁獲量が年々減少する中、漁業と同様に養殖・畜養漁業に取り組む必要がある。

(2) その対策

①観光・交流

・ セミナー等により、地域の観光人材育成に取組む。

・ 県立芸術文化観光専門職大学との連携強化を図る。

・ 観光協会、商工会、広域観光組織等とともに、事業者間の連携強化を推進し、観光 DX・インバウンド対応ができる体制づくり及び人材づくりに取組む。

・ 幼少期からの地域の観光学習に取組む。

・ デジタルツールを観光に活用できる人材及び事業者を育成する。

・ 食、地場産業、伝統文化や文化財などを生かした体験型観光コンテンツの造成に取組む。

・ 新規顧客（若い世代やインバウンド）に訴求力のあるストーリーづくりによるプロモーションを推進する。

・ 映画、テレビのロケ誘致に積極的に取組む。

・ 交流人口拡大に向け、イベント・情報発信など観光振興事業を推進・支援する。

・ ふるさと納税の返礼品発送件数の更なる増加を目指す。

②商工業

・ 関係機関と連携し、若い世代、高齢者、移住者、外国人などの雇用を支援する。

・ ハローワーク等、関係機関と連携し、就職面接会などの就労支援に取組む。

・ 商工会等の関係機関と連携した雇用機会の創出や新規創業、事業承継に取組む。

・ 新規創業による空き店舗、空き家等の活用に対し、支援を行うことで地域の賑わいを創出する。

・ 幼少期からの地域の商工に関する学習に取組む。

・ 商工会、金融機関等、関係機関と連携した経営支援により経営基盤の安定化に取組む。

・ ふるさと納税を通じた新規商品開発を支援し、事業者の活性化に取組む。

・ 事業者と連携し、商品開発及び販路拡大等を推進する。

・ 産業の活性化及び雇用促進を図るための起業者・事業者誘致に取組む。

③農業

- 新規就農者の育成・確保や認定農業者の育成を促進する。
- 中心的担い手への近代化の農業機械等導入支援を行い、省力化と作業効率の向上を図る。
- 地域の特性を生かした耕畜連携による高付加価値農業を推進する。

④畜産業

- 新規就農者の育成・確保を促進し、畜産農家戸数を維持する。
- 繁殖雌牛の保留・導入を進める。
- 牛舎整備等への支援を行う。
- 町有共同処理施設（村岡有機センター・小代堆肥センター）の利用促進を図るとともに管理の適正化に努める。
- 耕畜連携による堆肥の有効活用を促進する。

⑤林業

- 森林技術者の育成・確保を促進し、林業技術の普及を図るとともに、専門知識の習得環境を整える。
- 森林環境譲与税を活用し、森林整備等を進める。
- 作業の効率化や省力化を促進し、生産性の向上を図る。
- 森林資源、森林の所在、森林所有者等の森林情報の集約化、管理体制の構築を図る。
- 主伐再造林の推進を図るため、特に新植や獣害防護対策に対して支援する。
- 木の駅プロジェクトの充実を図る。

⑥野生鳥獣被害

- 捕獲による個体数の適正管理活動の推進を図る。
- 野生鳥獣被害防護柵などの設置への支援を行い、農作物被害の軽減を図る。
- 新たに狩猟免許を取得しようとする方への補助を行い、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図る。

⑦漁業

- 漁業関連団体と連携し、漁業施設整備等を支援する。
- 漁業者団体が行う魚貝類種苗放流や養殖・畜養に取り組む事業者等とともに資源管理型漁業を推進する。
- 新規就業者の育成・確保を促進する。

⑧水産加工業

- 魚介類と触れ合う機会を創出する団体等を支援する。
- お魚料理教室や学校給食への魚介類の提供を通じて、魚食普及を推進する。
- 就業者の確保を促進する。
- 水産加工業関連団体と連携し、水産加工業施設整備等の支援を行う。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
２ 産業の振興	⑴ 基盤整備 農業	土地基盤整備事業	住民	補助金

		有害鳥獣防止柵等設置事業	住民	補助金
		水利施設保全高度化事業	県	負担金
		農村地域防災減災事業	県	負担金
	⑵ 漁港施設	町営漁港整備事業	町	
	⑶ 経営近代化施設農業	村岡有機センター整備事業	町	
		小代堆肥センター整備事業	町	
	⑼ 観光又はレクリエーション	観光看板等整備事業	町	
		矢田川憩いの村整備事業	町	
		ジオパークと海の文化館整備事業	町	
		但馬高原植物園整備事業	町	
		温泉保養館整備事業	町	
		小代ゴンドラリフト整備事業	町	
		猿尾滝周辺地域整備事業	町	
		民間活動等支援交流センター整備事業	町	
		相大池公園整備事業	町	
		余部鉄橋空の駅整備事業	町	
		村岡ファームガーデン整備事業	町	
		村岡・都市と農村交流センター整備事業	町	
		御殿山公園整備事業	町	
		地域活性センター整備事業	町	
		小代南部健康高原専用水道整備事業	町	
	⑽ 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	農業振興事業 ○具体的な事業内容 集落営農組織等の法人化に対して補助金を交付、新規就農者の確保及び育成を行うための支援 ○事業の必要性 農業就業者の高齢化への対応 ○見込まれる事業効果	住民	補助金

		農地保全の推進		
		畜産振興対策事業 ○具体的な事業内容 増頭農家へ補助金を交付、学校給食へ但馬牛肉を提供 ○事業の必要性 農家の減少が進む中で、規模拡大による畜産経営の確立、地産地消の推進 ○見込まれる事業効果 但馬牛生産基盤の強化	住民	補助金
		水産業振興事業 ○具体的な事業内容 魚食普及のための事業、水産物の PR 事業、燃油高騰対策及び魚類残さいの適正処理対策などの支援を実施 ○事業の必要性 漁業者及び水産加工業者の経営の安定化 ○見込まれる事業効果 地域経済の活性化	関係団体	補助金
	商工業・６次産業化	商工業振興事業 ○具体的な事業内容 起業・創業支援、企業立地促進条例に基づく企業支援、働き手の確保など町内事業者や町商工会等関係団体の取り組みに対する支援 ○事業の必要性 町内中小企業等の持続的発展 ○見込まれる事業効果 本町の商工業の活性化	関係団体	補助金
	観光	観光振興事業 ○具体的な事業内容 観光行事実施に対する支	関係団体	補助金

		援、誘客に関する事業 ○事業の必要性 本町への一層の誘客を図る ○見込まれる事業効果 本町の観光産業の活性化 山陰海岸ジオパーク推進事業 ○具体的な事業内容 山陰海岸ジオパークの普及啓発、観光 PR、環境整備に関する事業 ○事業の必要性 観光振興策の一層の促進 ○見込まれる事業効果 持続可能な地域の活性化	関係団体	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

(5) 産業振興促進事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第２３条及び第２４条に規定する産業振興促進区域及び振興すべき業種等については、次のとおりである。これらについては、地域資源を最大限に活用し、本町らしい産業の振興を図り、さらに但馬定住自立圏、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏、山陰海岸ジオパーク推進協議会や「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会における取組により、近隣市町との連携を図りながら効果的に産業の振興を図る。

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備 考
香美町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	2026（令和８）年４月１日～2031（令和13）年３月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①情報発信・情報共有

- 本町における情報発信は、毎月発行される町広報紙、防災行政無線による各戸受信機からの定時放送、町ホームページによって行っている。また、防災情報は「防災ネット香美」への登録をお願いし、防災情報に特化した情報発信も行っている。
- さらに、SNS を利用した情報発信も行っているが、その発信内容の基準等が定まっておらず、チェック体制が未整備であるため、住民への正確で効率的な情報提供ができる体制を確立する必要がある。
- また、情報発信媒体の多様化は、社会情勢の変化に合わせて必要不可欠であるものの、広報担当者の業務負担が増加の一途をたどっているため、限られた人員の中でバランスの取れた情報発信ができる体制を整える必要がある。
- 情報発信については、現在、広報担当者にすべての情報が集約できる体制が整っておらず、イベントや事業ごとに所管課から直接発信されるケースもみられるため、情報が一元管理されていない状況を解消し、住民への安定した情報提供を実現する必要がある。
- 住民が必要な情報を受け取るためには、光ファイバー等の高速ブロードバンドサービスが不可欠であるが、未整備の集落があるため、通信事業者に対し要望を継続する必要がある。

(2) その対策

①情報発信・情報共有

- ホームページについて、適切な情報提供を実現するマニュアル作成に取組む。
- 情報発信に係る職員体制の充実を図る。
- 情報発信の一元管理体制を構築する。
- 効果的な情報発信に向けた庁内研修を行う。
- インターネット環境が整っていない方への支援を行い、誰もが情報にアクセスできる環境づくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（2026（令和 8）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
3 地域における情報化	⑴ 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設	 防災行政無線整備事業 携帯電話等エリア整備事業	 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施す

る。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①交通体系

・ 本町を含む近隣自治体をつなぐ高速交通道路網としては、山陰近畿自動車道のほか舞鶴若狭自動車道から分岐する北近畿豊岡自動車道の整備が進められている。こうした道路が完成し、鳥取自動車道や京都縦貫自動車道と接続して広域道路ネットワークが形成されれば、新たな周遊ルートの開拓や観光資源の創出により、地域の産業や経済などが大きく活性化すると期待される。

②国県道

・ 国道、県道については、急カーブや幅員が狭い箇所、歩道がない区間があるなど、通行車両や歩行者の安全が確保できていない箇所がある。そのため、管理主体である国及び県に対し、早急に改善を図るよう要望を継続する必要がある。

③町道

・ 町道については、高度経済成長期に整備された道路や橋梁などの道路構造物が多く、経年による老朽化が著しく、点検や修繕による安全確保を行う必要がある。修繕など計画的に行い費用の平準化やライフサイクルコストの抑制が急務である。集落内の町道において落石の発生、舗装や側溝等の損傷、沿線の草木の繁茂などの管理が行き届かない状況となっている。

④農林道

・ 農林道整備は、生産性の向上と近代化を進めるうえで必要不可欠となっており、各種計画との整合性を図りながら整備を進める。また、整備から相当年月が経過した農林道もあり、改修などが必要なものもある。

⑤公共交通

・ 本町では、住民のほとんどが通勤や買い物などの移動に自家用車を利用しており、自動車を持たない高齢者等にとっては公共交通が重要な移動手段となっているが、利用者は少ない状況である。

・ バスについては、町民バスと路線バスがあり、町民バスは民間事業者に運行を委託している。しかし、利用料金だけでは経営が非常に厳しい状況であり、バス運営を維持するために多額の補助を行っており、補助額は年々増加傾向にある。また、バス運転手が年々不足していることから、減便やデマンド型運行への移行などをせざるを得ない状況である。加えて、「バス料金が高い」、「希望する時間帯にバスが走っていない」、「デマンド予約が難しい」などの意見も寄せられており、持続可能な交通ネットワークの再構築が必要となっている。

・ JR については、山陰本線の城崎温泉～浜坂間の輸送密度が 2,000 人未満の区間として発表され、将来にわたっての存続も難しい状況にある。さらに、ダイヤ改正による普通列車の減便や特急列車の一部運行区間の短縮により利便性が低下しており、鉄道利用助成制度を設けるなどの取組を行っているが、線区別収支は非常に厳しい状況であり、利用者数の増加を図る必要がある。

・ タクシーについては、香住区で長年運営しているタクシー会社があるものの、利用者の減少により経営が大変厳しい状況であるため、事業継続の観点から運営費の助成を行っている。また、恒常的に運転手が不足しており、この確保が急務となっている。なお、2024（令和６）年 12 月に、村岡区に拠点を持つタクシー会社が運営を開始した。

・ 今後の本町における公共交通に関しては、自動運転などの新技術も勘案しながら、新たな仕組みの導入を検討するなど、公共交通を守る取組により、持続可能な交通ネットワークの再構築を進めていく必要

がある。また、交通政策においては、教育（通学）、福祉（医療機関や福祉施設等への輸送）等様々な課題と関連することから、庁内において部門横断的な政策調整も必要である。

⑥交通の確保

- 冬季の交通の安全確保のためには、道路の除雪作業が必須となっており、その大半を業者に委託し実施している。しかし、老朽化した除雪機械の更新や修繕など維持費用の確保、入職者減少や高齢退職によるオペレータの確保が困難になっている。
- 消雪工で融雪を行っている道路もあるが、施設の老朽化によりその性能の維持が困難になっている。
- 交通安全面では、道路や道路施設の改修などにより危険箇所は解消されつつあるが、事故をなくすためにも今後とも継続的に安全確保が必要である。

⑦交通安全

- 現在、本町では交通安全物品の配布や運転免許証の自主返納を促し、児童・生徒や高齢運転者の不幸な事故をなくす取組を行っている。
- 人身事故発生件数は、2019（令和元）年に 38 件、2023（令和５）年に 28 件、2024（令和６）年に 23 件と、減少傾向にあるものの、その発生件数に占める高齢者の割合は高く、特に 2024（令和６）年には死亡事故が２件発生しており、引き続き交通事故防止に向けた取組を進める必要がある。
- 交通事故の発生を類型でみると、人対車両、車両相互、車両単独などがあり、道路別にみると、国道、県道、町道の順に多く発生している状況となっている。
- 今後は、道路の安全を確保するため、交通安全施設の整備・更新等を継続的に行う必要がある。
- また、2012（平成 24）年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、通学路の安全確保が全国的な課題となり、関係機関と連携した合同点検を実施し、必要な対策協議により、通学路の安全確保に向けた取組を行っているが、今後も継続的に対応していく必要がある。

⑧その他

- 土地の有効かつ効果的な利用促進を図るために地籍調査を実施しているが、進捗率は低く、今後も計画的な実施が必要である。

(2) その対策

①高速交通網、②国県道

- 本町において、都市部とつながる幹線道路は危機管理の道、いのちの道、大交流の道、定住・自立の道であり、救急医療対応、災害時の代替道路として、また地域間の交流と地域の活性化を促進するためにも必要不可欠なものであり、地域の持続には高速交通網や国県道の整備は必要不可欠であることから、今後も国県や関係団体に対して強く要請し続けていく。

③町道

- 生活関連道として住民の安全性と利便性に配慮しながら、引き続き整備・改修を進める。特に老朽化している橋梁などの大型構造物は計画的に点検・改修を行い、長寿命化を図る。また、車道及び歩道の冬季間の円滑な交通の確保のため、持続可能な除排雪体制の構築を図る。

④農林道

- 各種開発計画や関連事業との整合を図りながら、引き続き整備・改修を進める。また、林業経営の改善と公益的機能の維持を図るために作業道の整備を促進する。

⑤公共交通

- 公共交通ネットワークの再構築に向けた公共交通再編計画を作成する。
- ライドシェア等の新たな移動手段の検討を行う。
- 町内交通機関における利用促進策を再構築する。
- 交通政策にかかる庁内連携を推進する。
- 運行事業者等と連携して交通政策の課題解消策の検討を進める。

⑥交通の確保

- 除排雪用の車両や機械の定期的な更新等を行い、冬季の道路の除排雪作業を行える体制を確保するとともに、計画的に道路や道路施設の改修を行い、安全確保に努める。

⑦交通安全

- 交通安全運動に取組む。
- 高齢者の運転免許証の自主返納を推進する。
- 交通安全施設整備を計画的に進める。
- 通学路における安全確保を推進する。

⑧その他

- 計画的に地籍調査を実施し、土地の有効かつ効果的な利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
４　交通施設の整備、交通手段の確保	⑴ 市町村道			
	道路	道路改良事業		
		下浜 206 号線　L=270m	町	
		口大谷線　L=80m	町	
		高井水舟線 L=100m	町	
		和佐父線　L=170m	町	
		長板本線　N=1 箇所	町	
		道路災害防除事業		
		余部御崎線　L=700m	町	
		和佐父線　L=300m	町	
		狭間加鹿野線　L=350m	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化補修事業	町	
		橋梁定期点検事業	町	
		橋梁長寿命化計画策定事業	町	
	その他	道路ストック（舗装）改修事業	町	

		道路ストック（側溝）改修事業	町	
		道路ストック（橋梁）改修事業	町	
		道路ストック（照明）改修事業	町	
		トンネル定期点検事業	町	
		トンネル長寿命化補修事業	町	
		トンネル長寿命化計画策定事業	町	
		大型構造物定期点検事業	町	
		大型構造物長寿命化補修事業	町	
		大型構造物長寿命化計画策定事業	町	
		道路消雪工（送配水管及び井戸）整備事業	町	
		道路消雪装置改修事業	町	
		雪寒基地整備事業	町	
	⑶ 林道	林道改良事業		
		野間線	町	
		路肩改修 L=66m		
		宮神山田線	町	
		路面改良等 L=100m		
		仏ノ尾線	町	
		路面改良等 L=150m		
		福岡作山線	町	
		路面改良等 L=100m		
		若山線	町	
		法面対策等 L=70m、A=500 ㎡		
		粟ヶ尾線	町	
		路面改良等 L=150m		
		本谷線	町	
		法面対策 L=10m		
	⑹ 自動車等 自動車	除雪車両等購入事業	町	
	⑼ 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	バス運営事業 ○具体的な事業内容 バス事業者へ補助金を交付 ○事業の必要性	民間事業者	補助金

		公共交通機関の確保 ○見込まれる事業効果 地域住民の移動手段の確保		
		町民バス運営事業 ○具体的な事業内容 町民バスの運行 ○事業の必要性 路線バスの運行がない地域における移動手段の確保 ○見込まれる事業効果 地域住民の移動手段の確保	町	
	⑽ その他	地籍調査事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①消防防災

- 全国的に消防団員の確保が難しいといわれる中で、本町では、消防団員による声掛けや募集ポスターの作成、準中型自動車運転免許等取得費の助成等を行い、団員の確保対策を実施している。
- しかし、団員定数（947 人）の確保ができておらず、また、高齢化や退団者の増加により、団員数は 2022（令和４）年度の 858 人から 2024（令和６）年度の 826 人に減少するなど、消防力の体制構築ができていない状況となっている。このことから、消防団組織、処遇、装備等の見直しを行い、消防団員を確保し、消防力を維持していく必要がある。

②地域防災

- 住民の防災意識の向上と避難指示等が発令された際に速やかに避難行動が取れるよう、町・自主防災会（区・自治会）・消防団が実施主体となり町総合防災訓練を毎年実施している。訓練の参加人数は、2020（令和２）年度の 4,225 人から 2024（令和６）年度は 6,802 人（2024（令和６）年８月末総人口 15,379 人、参加率 44.2%）と増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症による自粛・縮小期前の 2019（令和元）年度の 7,418 人（2019（令和元）年８月末総人口 17,453 人、参加率 42.5%）の水準まで回復してきた。
- 引き続き、防災意識の醸成や避難行動及び避難所開設・運営への備えが必要となっており、地域住民に対して啓発等を行っていく必要がある。

③自然災害対策

- 能登半島地震発生により甚大な住宅倒壊被害が生じたことや、本町の旧耐震住宅の割合が 56%で全国６位という報道もなされたことなどから、対策として、2024（令和６）年度に現行の「香美町住まいの耐震化促進事業」の拡充を行ったが利用者がいない状況である。今後は、有事の際の住宅倒壊被害を最小限に抑えるため、啓発も含め、引き続き住宅の耐震化を推進していく必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の危険箇所において、県に要望し急傾斜・砂防事業を実施しているが、対象箇所が多く、未実施箇所があり、土砂災害から居住者の生命を守るため、継続して事業を進める必要がある。
- 本町が管理する道路・河川における津波による被害が想定される地区は、余部、下浜、浦上、相谷の４地区であり、浸水被害等が想定されるため、対策未了の地区（１地区・2025（令和７）年度実施予定）において、引き続き被害を軽減する対策を進める必要がある。
- また、県が策定した「高潮対策 10 箇年計画」では、本町において計画期間内に対策を実施する地区は、無南垣、沖浦、下浜の予定としているが、津波対策に合わせ整備を行うことにより対策完了することを予定している。このため、対策未了の地区（１地区）においては、被害軽減を図るため早期整備を行う必要がある。
- 近年のゲリラ豪雨等による土砂災害の危険性増大を受け、自治会により、要望等から要対策箇所を継続的に把握するとともに、集中豪雨等による河川の氾濫防止を目的とした河川改修を進める必要がある。

④防犯

- 犯罪抑止を目的に防犯カメラの設置や設置助成を行うほか、防犯灯の LED 化による維持費の軽減を

進め、防犯対策を行っている。

・ 刑法犯認知件数は、2020（令和２）年に 42 件、2023（令和５）年に 42 件と横ばい傾向から 2024（令和６）年は 60 件と増加し、犯罪を抑止するため、地域の防犯体制を充実させる必要がある。

⑤消費生活

・ 本町でのトラブル発生件数（相談件数）は 2022（令和４）年度に 127 件、2023（令和５）年度に 135 件、2024（令和６）年度に 147 件と年々増加傾向にあり、トラブル発生（相談発生）年齢層は、70 歳以上が占める割合が 2022（令和４）年度は 37%、2023（令和５）年度は 39%、2024（令和６）年度は 46%となっている。

・ 今後、ますます高齢化の進行が加速することが見込まれると同時に、消費者勧誘の巧妙化及び複雑化も重なり、被害は高齢者以外にも拡大する恐れがある。このような被害を未然に防止するため、消費生活相談体制の強化や消費生活相談の実施方法の見直しが必要である。

・ しかし、現状の体制では相談件数の増加や複雑化に迅速に対応することが難しいため、今後も継続して相談員のスキルアップ、広報・出前講座・講演会等の啓発活動を実施するとともに、相談者の来庁時の公共交通手段の確保等、新たな相談体制の構築を進めていく必要がある。

⑥上水道

・ 1975（昭和 50）年代に集中的に整備した水道管が、ここ数年で法定耐用年数を経過することが見込まれ、水道管老朽化に伴う漏水が頻発している状況であることから、耐震化の向上も含めた水道管の更新を進める必要がある。

・ 主に給水人口の減少により、収益が悪化しており、2022（令和４）年に水道料金の引上げ改定を行ったが、依然として赤字経営の状況であることから、経営の改善を進める必要がある。

⑦下水道

・ 下水道整備から数十年が経過し、機器更新等も含めた維持管理経費が増加していることから、施設の統廃合を含めた経費削減に取組む必要がある。

・ また、人口減少に伴い、下水道使用料収入も減収しており、経営の改善を進める必要がある。

⑧環境衛生

・ 本町の一般廃棄物の総排出量は 2020（令和２）年の 5,229t、2021（令和３）年の 5,204t、2022（令和４）年の 5,270t、2023（令和５）年の 5,097t、2024（令和６）年の 4,772tと年々減少傾向にあるが、総排出量から事業系ごみを除いた住民一人当たり１日の排出量は 2020（令和２）年の 791g、2021（令和３）年の 808g、2022（令和４）年の 813g、2023（令和５）年の 810g、2024（令和６）年の 781g と横ばい傾向となっており、総人口及び総排出量は減少しているものの、住民一人当たり１日の排出量は減っていない状況である。

・ 一般廃棄物の総排出量のうち、カン・ビン・ペットボトル・古紙類・プラスチック容器包装など資源化されたものの資源化率は 2020（令和２）年 19.0%、2021（令和３）年 18.4%、2022（令和４）年 17.4%、2023（令和５）年 16.5%、2024（令和６）年 15.6%と年々減少傾向にあり、古紙のボックス回収が増えたことによる影響も一部考えられるが、資源化できるものが可燃ごみや不燃ごみとして排出されていることが要因と考えられる。今後、資源化率の向上を図るためには、ごみ分別意識の徹底と総排出量の約 80%を占める燃やすごみをいかに減量できるかが課題となっている。

・ 資源化を推進するため、各地区の拠点に搬出された古紙類を町直営で回収する拠点回収のほか、PTA などの集団回収を行った団体に対して回収量に応じて奨励金を交付している。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による取組の休止、学校統合による PTA の資源回収事業の減少、拠点回収による古紙類等の搬出量の減少等、資源ごみの回収量の減少が見受けられる。

・ また、不法投棄については、パトロールや啓発看板の設置など継続して活動していく必要がある。

⑨環境保全

・ 本町では、環境美化推進隊、各区の環境美化委員、香りの花フェスタ実行委員会や各区花づくり団体等と協力して環境保全や美化活動の取組を行っている。

・ しかし、今後、ますますの高齢化によりこれまでの活動の縮小が見込まれることから、人材の確保や積極的な啓発活動を行う必要がある。

⑩斎場

・ 香住斎場は建築後 45 年、共同設置している広域美方苑も 42 年が経過している。計画的に火葬炉の更新や経年劣化による修繕等を行っているが、今後、団塊の世代が 75 才以上となり、香住区の高齢化が進むことで稼働件数の増加が見込まれるため、施設の更新が課題である。

⑪住環境

・ 町営住宅の老朽化の状況として、15 住宅 179 戸のうち、建築後 30 年を経過しているものは 8 住宅 147 戸（全体の 82.1%）となっており、町営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に改修等を進める必要がある。

・ 住宅使用料の滞納金については、自主納付の促進を目指し、納付指導を行っていく必要がある。

・ 老朽危険空家の情報収集については、現在は自己所有空家の解体や迷惑を被っている近隣の方等からの相談のみの対応となっている。今後、一定の対応が終わった際には、老朽危険空家の情報を定期的に自治区等から得るなど、官民一体となって空き家の実態を把握していくことが必要である。

・ 老朽危険空家の処分には多額の費用や労力がかかることから、未対応状態が続き、さらに新たな老朽危険空家が発生するといった状況となっている。また、当事者の相続などの問題がある案件も多く、円滑に進まない場合も多いことから、住民の良好な生活環境を確保するため、継続して老朽危険空家問題に取り組む必要がある。

(2) その対策

①消防防災

・ 消防団員の確保に取組む。

・ 消防団組織、処遇、装備等の強化を図る。

②地域防災

・ 自主防災会及び消防団と連携し、町総合防災訓練に取組む。

・ 高齢者など災害弱者に配慮した避難所運営に取組む。

③自然災害対策

・ 各区長等から寄せられる情報に基づき、現場の状況確認及び要対策箇所を把握し、迅速な対応に努める。

・ 治山治水対策の推進として計画的な急傾斜・砂防事業及び河川改修事業を実施するため、県と連携し地元調整を図る。

・ 津波・高潮対策として未完了地区の早期完成に向けて、計画的に事業を実施するため、県と連携し地元調整を図る。
・ 地震対策の推進として既存民間住宅の耐震化を促進するための支援に取り組むとともに、地震リスクに関する情報等を積極的に発信し、耐震化の必要性について啓発を図る。

④防犯

・ 防犯組織（防犯協会等）との連携強化を図る。
・ LED 防犯灯・防犯カメラの設置（更新・修繕を含む。）を推進する。

⑤消費生活

・ 消費生活相談員のスキルアップに取組む。
・ 消費者トラブルに係る出前講座・講演会等の啓発活動に積極的に取組む。
・ 公共交通手段等の利用ができない相談者への出張相談対応手段の検討を進める。
・ 消費生活相談体制の強化に取組む。
・ 特殊詐欺等あらゆる詐欺被害防止のため、関係機関との協力体制強化を図る。

⑥上水道

・ 水道管の老朽化対策を推進する。
・ 水道料金の適正化を図る。

⑦下水道

・ 下水道の接続率向上に取組む。
・ 下水道施設の統廃合を推進する。

⑧環境衛生

・ 廃棄物を出す際は、できるだけ再資源化や再利用を基本として、住民への意識啓発を図りながら、分別収集を徹底する。
・ ごみの適切な分別方法や減量化・資源化を推進するため、「ごみの出し方・分け方ハンドブック」を改訂し、分別方法などの分かりやすい情報発信・啓発を行う。
・ 分別収集の実施に当たっては、効率的かつ効果的な収集方法の体制づくりを進め、環境美化推進協議会と連携し、区（自治会）での出前講座などの取組を進める。
・ 燃やすごみの減量化を推進する。

⑨環境保全

・ 環境保全や美化活動に係るボランティアへの活動支援や資材提供等に取組む。
・ 不法投棄防止のため看板設置やパトロールなどの啓発活動に取組む。
・ 高齢化による人材不足に対応する活動方法を検討する。

⑩斎場

・ 老朽化した斎場の適正な維持管理に努め、長寿命化を図る。
・ 斎場更新又は斎場の統一に向け、今後の斎場のあり方を検討する。

⑪住環境

・ 老朽化の著しい町営住宅については、利用者の快適な生活のための修繕や施設の更新を検討する。
・ 住宅使用料については、滞ることがないよう適切な納付指導を行う。
・ 空家等対策計画に基づき官民一体となった情報収集に努め、管理不全な空家などの対策に取り組む。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
5　生活環境の整備	⑴ 水道施設			
	上水道	浄水施設整備事業	町	
		送配水施設整備事業	町	
		水道管整備事業	町	
		機械電気設備等更新事業	町	
	⑵ 下水処理施設			
	下水道	下水道施設統合事業	町	
		下水道管整備事業	町	
		機械電気設備等更新事業	町	
	その他	合併処理浄化槽施設整備事業	町 住民	 補助金
	⑶ 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	ごみ収集車等購入事業	町	
	し尿処理施設	し尿収集車等購入事業	町	
	その他	最終処分場整備事業	町	
	⑷ 火葬場	火葬場整備事業	町	
		広域美方苑火葬場整備事業	美方郡広域事務組合	負担金
	⑸ 消防施設	常備消防施設整備事業		
		消防車両等購入、消防庁舎等改修	美方広域消防本部	負担金
		非常備消防施設整備事業		
		消防車両購入	町	
		小型動力ポンプ購入	町	
		消防格納庫整備	町	
		防火水槽整備	町	
		消火栓整備	町	
		消防ホース乾燥塔整備	町	
	⑹ 公営住宅	公営住宅整備事業	町	
		公営住宅修繕事業	町	
	⑻ その他	急傾斜地崩壊対策事業	県	負担金
		河川改良事業	町	

		河川土砂浚渫事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

①子ども・子育て

- 本町では、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより孤立しやすい環境で子育てをせざるを得ない家庭が増加すると予想される。そのため妊娠期から面談を行い、必要に応じて早期に訪問することや産後ケアリストにつなげるなど、孤立防止の取組を行っている。また、子育て世代包括支援センターにおいて、保護者が集える日程を設けている。なお、要望があれば、随時、相談等に対応している。
- しかし、利用者は少数にとどまっており、今後は気軽に相談しやすい体制を整えるとともに周知にも努めていく必要がある。
- 育児支援や育児モデルが十分でない点については、産後ケアや子育てセミナー等を利用できるよう取り組んでおり、今後は、母親とともに育児をする父親や祖父母へのアプローチを実施するとともに支援内容の充実を図り、子育て世帯が孤立しないよう取組を進めていく必要がある。
- 子育て環境の変化として、全国的にみても出生数の減少とともに、専業主婦世帯数は減少し、共働き世帯数が増加傾向にある。本町における子育て世帯へのアンケートによると、93.３%の父親が就労中であり、また、就労していない母親は 11.3%となっているが、そのほとんどが今後の就労を希望しているという状況であり、子育て世帯の多くが就労を求めていることが分かる。
- このような状況下において、就学前における保育の提供が求められており、保育所（園）等による保育事業に加え、一時保育事業や幼稚園預かり保育、放課後児童クラブ、病児保育事業などに取り組んでいるが、今後は、さらに国が進める乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の導入など、多様な保育や新たな保育の提供にも取り組んでいく必要がある。
- 一方、自宅で保育を行う家庭も一定数存在しており、子育て中の親子の不安感や孤立感を緩和するため、地域子育て支援拠点事業（子育て・子育ち支援センター）における子育て相談業務や子育て家庭の交流事業を展開していく必要がある。
- また、町内で活動している子育てグループの運営を支援し、子育て家庭同士の交流や学びの促進にも取り組んでいく必要がある。
- 急激な少子化を受け、学校再編とともに認定こども園化を視野に入れた就学前施設の再編に関する検討も重要な課題となっており、香住区及び村岡区では検討を進めていくこととしている。なお、小代区においては、すでに認定こども園が整備されており、当面、小学校１校、中学校１校を維持する。
- 引き続き子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、経済的負担を軽減するために３歳未満児の保育料や放課後児童クラブ利用料の軽減等に取り組むとともに、町内の小・中学校、幼稚園に通学・通園する子どもたちの給食費、町内在住で保育所、認定こども園、民間保育園に通園する３～５歳児の副食費の無償化等の経済的支援の継続及び更なる支援に取り組んでいく必要がある。

②健康

- 本町では、特定健康診査とがん検診をセットにして「町ぐるみ総合健診」を実施している。また、受診料の無料化や未受診者対策等の推進により健康診査の受診率は向上し、県平均を上回っている状況にある。
- 平均寿命・健康寿命は、いずれも男性が全国平均や県平均を下回っているため、この改善が課題となっている。さらに、死因として多くを占める悪性新生物や心疾患、脳血管疾患の起因となっている高血圧、

高血糖、脂質異常の予防に努める必要がある。

・ このことから、住民が健康で健やかに暮らし続けることができるよう、健康診査の受診促進や特定保健指導の実施率向上、生活習慣の改善に向けた取組を強化する必要がある。

③食育

・ 本町では、地域に根ざした活動の充実を図るため、いずみ会（食生活改善推進委員）等の食に関わる関係機関と連携し、子どもから高齢者まで全世代の食に関わる健康づくりを推進してきた。

・ しかし、食育に関心がある人の割合は若い世代で低く、伝統料理を広める食育活動を行っているいずみ会の会員は減少するなど、地域で食育活動を組織的に推進する人材が減少している。

・ 若い世代は食に関する知識や意識、実践の面で他の世代より課題が多いため、若い世代が食に関心を持ち、食の自立ができるよう食育への取組を強化する必要がある。また、食に関わる関係機関や団体との連携を強化し、食育を推進する人材を育成する必要がある。

④福祉

・ 人口減少やライフスタイルの変化により、地域での助け合いや支え合いの機能が低下しており、これまでの高齢者福祉又は障害者福祉の分野別施策では対応が困難な複合的課題が生じている。

・ 介護保険サービス及び障害福祉サービスにおいては、事業に従事する職員の人材確保が困難な状況が続いており、事業所の経営状況も含め、サービス基盤の維持・確保対策について検討することが必要な状況となっている。特に障害福祉サービスにおいては、町内のサービス基盤が十分に確保できていないことに加え、障害福祉サービス提供事業所として運用している指定管理施設の老朽化も進んでいることから、これらへの早急な対応が必要である。

・ 介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における人材確保対策として、「香美町介護職員確保対策事業（外国人雇用）助成金」を含めた様々な介護職員確保対策事業を実施しているが、介護職員数が充足する状況には至っていない。

・ 今後、ますます多様化していく福祉ニーズ、高齢者福祉及び障害者福祉それぞれの分野が抱える課題への対応に加え、双方に共通する地域課題に対応するため、高齢者も障害者も、誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民が参加する「新しい地域包括支援体制」の構築を進める必要がある。

（2）その対策

①子ども・子育て

・ 保護者の孤立防止のため、伴走型相談支援の強化に取組む。また、子育て世代包括支援センターの利用促進を図り、必要時に相談しやすいよう子育て支援の拠点としての体制を整える。

・ 子育て中の家族が地域とのつながりを持ちながら子育てできる環境を整える。

・ 子育て相談業務や子育て家庭の交流を推進する。

・ 出産・子育てに関する経済的支援を引き続き実施する。

・ 多様なニーズに対応した保育事業の充実を図る。

・ 就学前、就学後のニーズに応じた児童の居場所確保に努める。

・ 急激な少子化を受け、持続可能な就学前施設の再編に取組む。

②健康

・ 健診を受けていない年齢層の健康意識を高めるため、個別対応を強化する。

・ 健康が改善したケースや病気の早期発見などの成功事例を共有することで健康意識の向上に努める。
・ 健康診査の受診促進のため、インターネットやアプリを活用するなど便利な予約・受診システムの体制整備に取組む。

③食育

・ 関係機関と連携した食育教室などを通じ、食育に関する正しい知識の普及とバランスのとれた食生活の実践を推進する。
・ 地産地消や郷土料理などの食育活動を推進する人材を育成する。

④福祉

・ 香美町社会福祉協議会の主要事業である「ご近所ボランティア事業」に本町も積極的に関与し、地域住民がお互いに支え合い・支えられる地域づくりを推進する。
・ 高齢者福祉及び障害者福祉の分野別の施策では対応が困難な「老々介護と生活困窮をはじめとした複合的な課題」について、地域包括支援センターと障害者地域自立支援協議会が連携して対応するなど、複合的な課題に対応する相談体制の充実を図る。
・ 快活な高齢期を過ごすことができるよう、フレイル予防事業として実施している集落単位での「元気体操サークル」の推進と、仲間づくり・居場所づくりの場である「いきいきサロン」を通いの場として確保する。
・ 介護が必要となった場合にも地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護職員確保対策事業を推進する。
・ 医療と介護の双方を必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、一層の連携強化を図る。
・ 障害のある人が社会の一員として自分らしく生活を送れるよう、差別や偏見の解消を進めるとともに、障害に関する正しい理解の促進に努める。また、障害のある人が支援を求める手段として「ヘルプマーク」などの活用を進める。
・ 障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく生活が送れるよう、グループホームをはじめとした「障害福祉サービス基盤」と「障害福祉サービス事業者」の確保に努める。また、香美町福祉職業等紹介所「アクティブステーションかみ」の取組により、障害のある人の社会参加の促進に努める。
・ 地域での障害に対する理解を深め、障害のある人の地域での受け入れ体制づくりに取組む。障害のある人の生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点」の充実を図る。
・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護職員確保対策事業を通じ、町内における障害福祉サービスの提供体制を確保する。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
６ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	⑴ 児童福祉施設 保育所	放課後児童クラブスマイルかすみ整備事業	町	
	⑵ 認定こども園	小代認定こども園整備事業	町	
		公立認定こども園整備事業	町	
		就学前教育・保育施設整備	社会福祉	補助金

		事業	法人等	
	⑶ 高齢者福祉施設			
	高齢者生活福祉センター	村岡生活支援ハウス整備事業	町	
	老人福祉センター	村岡老人福祉センター整備事業	町	
	その他	地域介護拠点整備事業		
		小規模多機能型居宅介護事業所整備	社会福祉法人等	補助金
		香住地域福祉センター整備事業	町	
		香住福祉村整備事業	町	
		香住高齢者ふれあい交流館整備事業	町	
		香住高齢者生産活動センター整備事業	町	
	⑸ 障害者福祉施設			
	その他	障害者グループホーム整備事業	町	
		香住知的障害者（児）共同生活ホーム整備事業	町	
	⑺ 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター整備事業	町	
	⑻ 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	町単乳幼児等医療費助成事業 ○具体的な事業内容 小学３年生までの医療費一部負担金を無料化（所得制限なし） ○事業の必要性 乳幼児の保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 乳幼児の福祉の向上	町	
		町単こども医療費助成事業 ○具体的な事業内容 小学校４年生から１８歳	町	

		到達年度（高校３年生相当年齢）までの医療費一部負担金を無料化（所得制限なし） ○事業の必要性 子どもの保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 子どもの福祉の向上		
		町単保育料軽減事業 ○具体的な事業内容 保育料の軽減 ○事業の必要性 保育の必要な子どもの保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 子育て環境の確保	町	
		町単保育所運営支援事業 ○具体的な事業内容 民間保育施設の運営費を支援 ○事業の必要性 質の高い保育の実施 ○見込まれる事業効果 子育て環境の確保	社会福祉法人等	補助金
		保育所等給食費（副食費相当）無償化事業 ○具体的な事業内容 給食費（副食費相当）を支援 ○事業の必要性 保育の必要な子どもの保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 子育て環境の確保	町	
		母子保健対策事業 ○具体的な事業内容 妊娠を望む方への支援及び妊娠、出産、産後、乳幼児期の母子への相談等の	町	

		支援体制整備や経済的支援 ○事業の必要性 安心して妊娠、出産、産後、乳幼児期を過ごせる環境の整備 ○見込まれる事業効果 子育て支援・少子化対策の充実		
	高齢者・障害者福祉	緊急通報システム事業 ○具体的な事業内容 高齢者等の緊急時に対応できる緊急通報装置を設置 ○事業の必要性 高齢者等の生活の安全を確保 ○見込まれる事業効果 在宅福祉の向上	町	
		高齢者等生活支援事業 ○具体的な事業内容 在宅高齢者等に対し、医療機関等への外出を支援 ○事業の必要性 高齢者等の医療機関の受診時の移動手段を確保 ○見込まれる事業効果 在宅高齢者等の自立した生活の確保	町、民間事業者	補助金
		地域活動支援センター運営事業 ○具体的な事業内容 地域活動支援センターを運営する法人等への補助 ○事業の必要性 障害者の日中の居場所や相談機会の提供 ○見込まれる事業効果 障害者と地域社会の交流促進	社会福祉法人等	補助金

		在宅医療・介護連携事業 ○具体的な事業内容 ＡＩやＩＣＴを導入する医療・介護施設を運営する法人等への補助 ○事業の必要性 在宅医療と介護事業所の連携を図る ○見込まれる事業効果 地域包括ケア体制の構築	社会福祉法人等	補助金
		介護人材等確保対策等事業 ○具体的な事業内容 町内の介護保険事業所・障害福祉サービス事業所における介護職員及び支援員の確保への取組を支援 ○事業の必要性 介護人材及び障害福祉サービス事業所に勤務する支援員の確保と質の向上を図る ○見込まれる事業効果 介護サービス及び障害福祉サービス提供体制の確保	町	
	健康づくり	予防接種事業 ○具体的な事業内容 定期予防接種の実施 ○事業の必要性 感染症の発生やまん延の防止 ○見込まれる事業効果 住民の健康の保持増進	町	
	⑼ その他	外出支援車両購入事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。
・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。
・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。
・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

①医療

- 本町では、今後ますます高齢化が進むことが予想され、住民が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、安定した医療サービスを確保することが必要である。また、医療・住民・行政が一体となって地域の医療資源を有効活用し、地域医療を支える一層の取組も重要となる。
- しかしながら、本町の医療環境（医科）は公立病院が２箇所、町営診療所が４箇所、開業医が３箇所と医療機関が少なく、複数の診療科を持つ総合的な医療機関として公立病院は大変大きな役割を担っている。なお、公立病院が直面する様々な課題は、医師・看護師等の不足や、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化に起因するものがほとんどであり、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効果的に活用することが必要である。
- また、高齢者が増える中、通院のための交通手段も十分に確保されていない状況であり、安心して医療機関に通院できるための交通手段の確保や在宅医療、訪問診療のニーズが高まっている。
- 引き続き１次医療体制を確保していくため、関係機関との連携を強化し医師確保に努め、但馬圏域における医療機関の機能分担や広域的な連携強化による２次医療体制の更なる充実を図る必要がある。また、高齢者の通院等の交通手段確保については、庁内において部門横断的な政策調整を進める必要がある。

(2) その対策

①医療

- 地域の医療・介護の連携強化を図り、在宅医療・介護を一体的に提供できる「地域包括ケア体制」を構築する。
- 医師確保対策の推進と医療・住民・行政が一体となり、地域医療の充実を図る。
- 持続可能な訪問診療を提供する体制を整備する。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
7 医療の確保	⑴ 診療施設			
	病院	公立香住病院整備事業	町	
	診療所	医療用機械器具購入事業	町	
		国民健康保険診療所整備事業	町	
	⑵ 特定診療科に係る診療施設			
	巡回診療車（船）	往診車購入事業	町	
	⑶ 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	地域医療対策事業	町	

	その他	○具体的な事業内容 医師募集、地域医療講座の開催 ○事業の必要性 医師不足の解消、地域医療の現状の周知 ○見込まれる事業効果 地域住民への医療の提供、地域医療への理解 周産期医療対策事業 ○具体的な事業内容 但馬こうのとり周産期医療センターの運営に要する費用負担 ○事業の必要性 産科医療の提供体制の確保 ○見込まれる事業効果 地域住民への産科医療の提供 救急医療対策事業 ○具体的な事業内容 ドクターカーの運行に要する費用負担 ○事業の必要性 救命率の向上、後遺症の軽減 ○見込まれる事業効果 ドクターカーの安定的な運行	公立豊岡病院 公立豊岡病院	負担金 負担金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新

等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①確かな学力の育成及び情報活用能力の育成

- 町内の学校数は、合併以後、小学校２校、中学校３校が少子化により廃校となり、2024（令和６）年度は小学校８校、中学校３校となっている。児童生徒数は 2024（令和６）年度の 969 人(小学生 599 人、中学生 370 人）が 2029（令和 11）年度には 25%減の 728 人（小学生 446 人、中学生 282 人）に減少する見込みである。また、香住小学校以外の７小学校では１学年 10 人程度以下の小規模校となっており、複式学級や１学年の児童が０人の学校もあることから、2028（令和 10）年４月の学校再編により学校数が、旧町ごとに１小学校、１中学校となる。
- 児童生徒の学力について、全国学力・学習状況調査の過去４年間（2021（令和３）～2024（令和６）年）の結果として、小学生では国語及び算数が、中学生では数学が、いずれも県平均と同程度、もしくは下回っている状況となっている。
- また、ICT 機器の活用頻度について、週３回以上授業で活用している割合が小学校では全国平均 59.5%に対し本町は 38.2%、中学校では全国平均 64.4%に対し、本町は 19.2%となっており、全国平均を大きく下回っている。
- そのため、「香美町ならではの教育」を推進しつつ、児童生徒の基礎的知識、思考力、判断力、表現力、主体性、教員の ICT 活用能力の向上が必要となる。

②国際理解を深める教育の推進

- グローバル化が進む社会において、豊かな語学力やコミュニケーション能力、自己を表現し行動できる能力・態度を育むとともに、外国の文化を理解し、国際的な視野を広げるため、児童生徒の英語に関する興味・関心を深めるとともに、英語力の向上を図ることが重要である。

③ふるさと教育の推進

- 子どもの数が減少する中、ふるさと教育の一環として、地域の大人が本町の自然、文化、伝統を通じて、本町ならではの体験を子どもたちへ提供する「ふるさとおもしろ塾」をこれまで開催してきた。
- しかし、今後ますます少子化は進行し、近所に同年代の子どもがいなくなり、保護者の送迎なしでは友達と遊ぶことのできない状況となってきている。また、高齢化による影響でこれまで子どもに体験を提供していた地域の大人の減少も懸念され、継続的なおもしろ塾の開催も難しくなる。このため、体験メニューを見直し、子どもだけでなく、保護者もふるさとを再確認でき、かつ、参加できるものとし、地域の大人と共に保護者が子どもに教える仕組みを構築する必要がある。
- また、地域が学校を支援する「ふるさと教育応援団」の取組も進めており、登下校の見守り、農作業、収穫体験、スキー教室、本の読み聞かせなど、地域から様々な支援を受けている。近年、支援を受けた 20 代の若者が、本町の将来を考え、新たなアイデアを持って活動する様子がみられるようになった。
- 2023（令和５）年度からは、コミュニティ・スクールの活動を進めている。コミュニティ・スクールとは、地域、学校、家庭が一体となって子どもを育てることであり、ふるさと教育応援団と方向性は同じであることから、協議や活動の棲み分けを行い、協働していく体制の構築が必要となっている。このためコミュニティ・スクールの周知を図り、地域の子どもを地域でどのような子に育てるかなどの協議を深めることや、応援団では、子どもに地域の課題を伝えるなどの展開を図っていく必要がある。

④部活動の地域展開の推進

- 中学校の部活動においては、少子化の進行により、学校によっては部活動の維持が困難な状況となっている。少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化・芸術活動に継続して親しむことができる

環境を確保する必要がある。

⑤生涯学習

- 本町では、住民誰もが生涯にわたって学習できるよう、公民館を活動拠点として各種講座（76 講座）を開催し、近年、時代に即したものとして、スマートフォン講座や終活講座を取り入れている。また、より多くの住民が教養や知識を身に付けていただくことや、キャリア教育として自分らしい生き方の実現を果たしていただくため、読書の推進を図っており、近年、図書検索システムの導入や移動図書館車の運行拡大も行っている。
- しかし、講座の参加者数は減少傾向にあり、また、図書の貸出冊数は住民一人当たり 1.7 冊と全国平均の約４冊には届かない状況である。このため、住民の学ぶ意識の向上、求められる講座のニーズ調査、教養を身に付けるための新たな講座を開設しリカレント教育を進める必要がある。また、読書についても、多くの住民に読書の効果を伝え、本に関心を抱いていただき、住民がより多くの図書と触れ合う機会の拡大を図る必要がある。

⑥スポーツ

- 本町では、多くの住民がスポーツに取り組むことができるよう、各競技における大会の開催や、幼児から中学生を対象とした体操、スポーツ教室（12 種目）、成人や高齢者を対象としたウォーキング等のイベントや健康体操教室を開催している。
- しかし、近年、大会や教室等への参加者が減少傾向にあり、住民アンケートでは「参加したい教室がない」が主な理由となっている。また、スポーツ庁の調査では、スポーツの実施理由として「健康のため」が主となっていることを踏まえ、時代に応じた教室やイベントへの転換、運動をしていない方へのスポーツ実施のアプローチ、スポーツと健康を組み合わせた事業を進める必要がある。また、2022（令和４）年度より、スポーツレベル向上の事業に取り組んでいるが、レベルの向上を図るためには、長期的な実施が必要である。
- 体育施設の利用者は、2018（平成 30）年度の 86,371 人から 2024（令和６）年度の 77,954 人に減少している。現在、施設予約は個々の施設ごとに紙媒体で申請を行っており、予約状況の確認を含めて非効率であるため、予約システム等の導入により、PC、スマートフォンで 24 時間、どこからでも施設の予約申請ができるなど、利用者の利便性向上を図る環境整備を進める必要がある。

(2) その対策

①確かな学力の育成及び情報活用能力の育成

- 基本的な学習習慣の確立に取組む。
- 「ほめる」「認める」指導を基本とした教科等学習の時間の充実を図る。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を図る。
- 日常的に ICT 機器を活用できる環境を整える。
- 研修等を通じ、教職員の ICT 活用能力の向上を図る。

②国際理解を深める教育の推進

- 外国語指導助手や地域人材などの積極的な活用によって、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を養う。
- 「英語能力判定テスト」を活用し、生徒の英語力向上を支援する。

③ふるさと教育の推進

- ふるさとおもしろ塾では、クルミや山菜取り、海釣りなど、本町ならではの新たなふるさと体験メニューに保護

者も子どもと一緒に参加することで、保護者が未来のふるさとものしり博士となり、子どもに香美町の自然、文化、伝統を教えていくことのできる仕組みを作るとともに、本町の自然を活用して過ごした幼少期を楽しい思い出深いものとする。

- 地域がふるさと教育応援団（学校支援ボランティア）として協力しながら、より、ふるさと教育の効果を高めるため、子どもたちに農林水産業体験等を通じて地域課題を伝える。
- コミュニティ・スクールにおいては、住民参加型ワークショップ等を開催し、地域としてどのような子どもを育てていくかなどを深く話し合い、地域・学校・家庭でありたい姿の合意形成を図る。

④部活動の地域展開の推進

- 部活動のあり方検討委員会を設置し、部活動の地域展開を推進する。
- 学校部活動地域展開推進計画の策定に取組む。

⑤生涯学習

- ニーズ調査を実施し、ニーズに応じた新規講座や時代に応じた講座の開設、講座内容の充実を図り、講座生の増加に取組む。
- 講座生作品展の実施回数を増やし、区内のみの作品展示を巡回展示することにより、多くの方にみていただく機会を設け、講座生の創作意欲や充実感の向上、講座参加者の増加を図る。
- 技術や資格の取得等、講座受講後に指導者として就労することができる講座や、教養を深めることができる講座を開設し、リカレント教育を進める。
- 図書室利用者の本の貸出データから住民の関心・需要に応えられる本、本の分類に基づいた適正な本の割合、住民に必要な情報・知識・知性を身に付けていただく本を購入・配置し、蔵書の充実を図る。
- 本の読み聞かせや、推奨本の紹介で読書の魅力や効果を伝えるとともに、読書イベントを開催し、幼少期からの読書の習慣化や、より多くの住民に読書への興味・関心を持っていただけるよう、読書の普及啓発を行う。
- 利用者が本を探しやすいレイアウトの改善に加え、時事の話題となる本、賞を受けた作者の本、四季のイベントに応じた本、利用者の人気ランキング上位の本などの展示や、利用者が勧める本を紹介し、本と出会い、触れ合う機会の充実を図る。
- 学校図書室の状況を把握し、学校が困っていることへのアドバイスや支援を行うほか、各校の図書ボランティアの相互連携や育成を図り、本の読み聞かせや読書環境の向上を図る。

⑥スポーツ

- 時代やニーズに合った新規のスポーツ教室やイベントを開催し、スポーツへの興味・関心を高め、「見る」スポーツから「する」スポーツへの転換、スポーツ未経験者への参加機会の充実に取組む。
- スポーツと健康を融合した事業の開催や、携帯を活用したウォーキングアプリ等の開発・活用を通じて、利用者自身が身体・運動状況の把握や健康状態の管理を行うとともに、アプリ内で地域別・年代別等による交流を促進し、健康を意識した運動習慣の定着を図る。
- 引き続き、国際的な活動歴のある選手や指導者を招いた講演会・講習会などを開催するなど、アスリートの経験やスポーツ技術のノウハウを学ぶ機会の創出、個々の運動能力や技術の向上を図り、スポーツレベルの向上につなげる。
- 施設の予約システムの検討・導入を行い、予約状況の可視化や 24 時間いつでも、どこからでも施設の予約ができるよう、利用者の利便性の向上を図る。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
８　教育の振興	⑴ 学校教育関連施設			
	校舎	香住小学校整備事業	町	
		村岡小学校（仮称）整備事業	町	
		小代小学校整備事業	町	
	屋内運動場	香住小学校体育館整備事業	町	
		村岡小学校（仮称）体育館整備事業	町	
		小代小学校体育館整備事業	町	
		香住第一中学校体育館整備事業	町	
	屋外運動場	香住小学校グラウンド整備事業	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	町	
	給食施設	香住学校給食センター整備事業	町	
		村岡学校給食センター整備事業	町	
		給食用車両購入事業	町	
	⑶ 集会施設、体育施設等			
	公民館	香住区中央公民館整備事業	町	
		村岡区中央公民館整備事業	町	
		奥佐津地区公民館整備事業	町	
		佐津地区公民館整備事業	町	
		柴山地区公民館整備事業	町	
		長井地区公民館整備事業	町	
		余部地区公民館整備事業	町	
		兎塚地区公民館整備事業	町	
		射添地区公民館整備事業	町	
	体育施設	香住Ｂ＆Ｇ海洋センター整	町	

		備事業			
		射添体育館整備事業	町		
		射添グラウンド整備事業			
		柴山スポーツパーク整備事業	町		
		農業者健康管理施設「おじろドーム」整備事業	町		
	その他	小代古代体験の森整備事業	町		
	⑷ 過疎地域持続的発展特別事業				
	義務教育	通学手段等確保事業 ○具体的な事業内容 スクールバスを運行 ○事業の必要性 小・中学生の交通不便地域の解消 ○見込まれる事業効果 小・中学生の通学手段の確保	町		
		教育ＩＣＴ活用支援事業 ○具体的な事業内容 ＩＣＴ支援員を配置 ○事業の必要性 学校内のＩＣＴ活用を早急に推進 ○見込まれる事業効果 教育環境の充実	町		
		学校等給食費無償化事業 ○具体的な事業内容 給食費を支援 ○事業の必要性 子育て世帯の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 教育環境の充実	町		
	高等学校	高等学校生徒数維持確保対策事業 ○具体的な事業内容 町内に下宿している町内高等学校在学生に補助 ○事業の必要性	住民	補助金	

		町内高等学校への入学者の確保 ○見込まれる事業効果 町内高等学校の維持		
		高等学校生徒バス通学定期購入補助事業 ○具体的な事業内容 路線バス通学生の定期券購入費用の一部を補助 ○事業の必要性 子育て世代の教育における経済的負担軽減 ○見込まれる事業効果 地元定住の促進	住民	補助金
	生涯学習・スポーツ	スポーツ指導者養成事業 ○具体的な事業内容 スポーツに関する公認資格取得等に要した費用の一部を補助 ○事業の必要性 スポーツ指導者の資質の向上と人材の確保 ○見込まれる事業効果 スポーツの普及推進	住民	補助金
		社会体育及び文化活動における大会等派遣費補助事業 ○具体的な事業内容 県を代表して出場する全国大会等に要した費用の一部を補助 ○事業の必要性 競技スポーツにおける技術の向上 ○見込まれる事業効果 スポーツの普及推進	住民	補助金
	⑸ その他	香住天文館整備事業 村岡民俗資料館「まほろば」整備事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個

別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

１０ 集落の整備

(1) 現況と問題点

①集落

本町では、人口減少や高齢化の進行により小規模集落が増加し、地域運営の担い手が枯渇するなど、集落単位の維持、活性化活動が困難な状況になりつつある。この課題を解決するため、これまでの集落の枠組みを超えた、広域的に集落を支え合う地域運営体制の構築を図るため、公民館単位で「新しい地域コミュニティ（まちづくり協議会）」設立に向けた取組を行ってきた。これまでに設立された「まちづくり協議会」は一つのみとなっており、一層の推進が必要となっている。

また、集落活動や地域コミュニティ活動の拠点である集会所については、老朽化が進み、改築や改修を要するものもあることから、住民や地域団体の自主的な公益活動を促進するため、各種補助金等を通じた活動支援を実施してきた。

(2) その対策

①集落

価値観やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化等、社会情勢の急激な変化に対応するため、地域運営主体である「新しい地域コミュニティ」の設立を公民館単位で目指すとともに、「新しい地域コミュニティ」が行う活動を支援する。

また、集会所の改築や改修に対して支援を行うことで、集落活動や地域コミュニティ活動を確保するほか、地域における活性化を図る。

住民や地域団体をはじめとした様々な主体が、それぞれの役割を明確にし、新たなまちの魅力や価値を創出する協働のまちづくりを推進するため、住民の公益活動を側面的に支援する。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
9 集落の整備	⑵ 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	香りの花づくり事業 ○具体的な事業内容 花づくり運動又は花に関するイベントを行う団体への補助 ○事業の必要性 地域の環境美化 ○見込まれる事業効果 美しいまちづくりの推進	自治会、住民	補助金
		小規模集落活性化事業 ○具体的な事業内容 区等の活性化活動に要する費用の一部を補助	自治会	補助金

		○事業の必要性 小規模集落の活性化 ○見込まれる事業効果 集落機能の維持 地域コミュニティ活性化事業 ○具体的な事業内容 地域づくりのための活動に取り組む住民団体等への補助 ○事業の必要性 地域のコミュニティ活動の活性化 ○見込まれる事業効果 住民の自主的なまちづくりの促進	自治会、住民	補助金
	⑶ その他	区集会所整備事業 まちづくり協議会支援事業	町、自治会 住民	補助金 補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

１１ 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

①文化芸術

- 本町の文化活動は、香美町文化協会を中心に行われており、文化協会祭や芸能発表会など活発に活動しているが、高齢化により担い手が減少し、若年層の参加が課題である。
- 香住区中央公民館文化ホール事業などを通じて文化芸術に触れる機会を設けているが、住民アンケートでは鑑賞機会の少なさが不満の１位であり、また、情報発信不足も指摘されている。このことから、身近に文化芸術に触れられる機会の拡充や、効果的な周知の手法を取り入れ、広報を強化することが求められている。
- さらに、鑑賞するだけでなく、自らが創作・発表する意欲を育てるため、絵画や楽器の演奏を体験する機会を作っていくことが必要となっている。

②文化財

- 本町には、国・県・町指定・登録文化財 101 件、未指定文化財 1,600 件と多くの文化財がある。近年、所有者の高齢化や、伝統芸能を継承している地域団体での人数の減少などから、保存や活用を担う人材が不足していること、また、未指定文化財のリスト作成後 20 年が経過しており、住民参加による継承体制の構築とリストの更新が必要となっている。
- 地域の歴史文化は、地域の魅力を伝える貴重な遺産である。しかし、歴史文化を継承する区や自治会では、人口減少や少子高齢化により、伝統行事の休止や廃止、継承されてきた地域の歴史の断絶などが懸念される状況となっている。継承が行われなくなると本町を構成する貴重な遺産が失われることとなるため、歴史文化を未来へ継承するためには、区・自治会や大学などの研究機関と協働して調査を実施し、報告書等として記録を残し、共有や周知、活用を図る必要がある。
- 町内には、収集された民具が約 11,000 点、発掘調査の出土遺物がコンテナで約 1,360 箱あり、町内３箇所の空き施設に収納している。しかし、目録が整備されていないため、正確な数の把握ができておらず、展示や活用が十分に行われていない。このことから、適正管理、活用を行うためには、目録の整備や展示収蔵施設を整備する必要がある。

(2) その対策

①文化芸術

- 香住、村岡、小代文化協会が実施する文化祭や芸能発表会への支援や、講座生への協会入会の声掛け、広報活動など新規会員獲得のための取組を支援する。
- 文化芸術の鑑賞機会を増やすため、香住区中央公民館文化ホール以外の村岡区や小代区の自然や屋内外施設において、演劇の上演や写真展の開催など、文化芸術に触れる機会の提供に取組む。
- 近年、質の高い文化芸術事業を展開し、来場者からは高い満足度を得ているが、多くの住民に、その事業の内容や、文化芸術の持つ感動・充足感が十分に届いていない現状がある。プッシュ型通知などの活用を検討し、取りにいく情報から届ける情報への広報手段の転換に取組む。
- 香住区中央公民館文化ホールのイベントにおいて、楽器の演奏体験など、参加できる体験プログラムの種類や回数を増やし、自らが創作・発表する意欲を育て、文化芸術の推進に取組む。

②文化財

- 地域の特性を示す歴史文化を次の世代へ伝えるため、未指定の文化財の把握と整理に取り組むととも

に、地域全体で文化財の保存・活用に関わる体制づくりとして、ボランティア団体などの組織化に取組む。

- 区・自治会の歴史文化を次の世代へ伝えるため、区等の有する歴史的書物の文献調査や、地域住民への聞き取り調査を行い、調査の成果は、報告書として刊行するとともに、町ホームページで公開し、集落の歴史文化を学び、継承できるよう情報を共有する。
- 収集した民具などの未指定文化財の活用のため、展示・保管環境の整備に取り組む際には、基礎資料となる収蔵品目録を作成する。
- 文化財の修理状況や、文化財の保存活動など、取組を広く地域と共有するため、町ホームページ等で情報発信を行う。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
１０　地域文化の振興等	⑵ 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化芸術振興事業 ○具体的な事業内容 地域の伝統文化を伝承するために必要な費用の一部を補助 ○事業の必要性 伝統文化の維持 ○見込まれる事業効果 文化芸術の享受による心豊かな社会の実現	自治会、団体	補助金
		指定文化財保存整備事業 ○具体的な事業内容 国・県・町指定・登録文化財の保存整備に要する費用の一部を補助 ○事業の必要性 文化財の保護 ○見込まれる事業効果 文化財の保護による地域の歴史文化の継承と地域活性化	自治会、団体、住民	補助金

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。
・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。
・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。
・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

１２ 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

①脱炭素

- 本町では、2024（令和６）年３月に「第２次香美町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、排出される二酸化炭素（CO２）、メタン（CH４）、一酸化二窒素（N２O）の３種類ガス排出量について、2013（平成 25）年度（6,213.4t-CO２）を基準年とし、2030（令和 12）年度（3,433.1t-CO２）に 44.7%の削減を目標として取組を行っている。また、施設の LED 化や再生可能エネルギーの導入などの取組も徐々に進めているが、本町における省エネの取組は住民に対する省エネ推進に係る支援も含め、進んでいない。
- また、地域特性として、本町は、冬季に積雪があり、年間を通じて日照時間も少なく、太陽光発電効率に適した地域とはいえない。
- 町内の再生可能エネルギー施設は、太陽光や風力などの大規模な発電施設はなく、公共施設では、香住文化会館に太陽光パネルが設置されているのみである。
- 国では、クリーンエネルギー自動車の普及と、インフラとしての充電施設の設置を、車の両輪として進めており、2023（令和５）年に経済産業省から「充電インフラ整備促進に向けた指針」が示され、町内には EV 充電施設が７箇所設置されている。
- 2024（令和６）年に実施した住民アンケートでは、「自然と共生するまちの推進」の取組に対する不満理由として、回答者の 23.6%が「再生可能エネルギーの普及支援が不十分」と回答している。
- 近年は異常気象が頻発していることから、身近なところから低炭素社会を推進し、環境保全に努めていく必要がある。

(2) その対策

①脱炭素

- 再生可能エネルギーを導入しやすい仕組みの構築や普及支援により、普及拡大を図る。
- 環境負荷の少ない社会構造への転換を促すため、脱炭素型製品の導入を推進する。
- 電気自動車（EV）をはじめとする次世代自動車の普及と利用環境の整備を図る。
- 公用車のハイブリッド化や電気化の推進に取組む。
- 学校教育における SDGs 教育を推進し、環境問題への意識を高める。
- 住民に対し、省エネを推進する。
- 国や県の支援を活用・連携しながら、事業を推進する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新

等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

１３ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 行政改革・行政評価・デジタル推進

- 人口減少、少子高齢化の加速、厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中で、最小の経費で最大の効果を挙げるためには、効率的かつ効果的な行政運営を図る必要がある。このため、「当初期待した目的どおりに成果が上がっているか」という視点で、事業等を評価・検証する行政評価を導入する必要がある。
- 本町では、近年、定年を待たずに若年層をはじめ中高年の職員が離職する傾向が高まっており、また、都市部志向の高まりや新卒の売手市場、公務員離れなどにより、職員の確保が困難な状況である。さらに土木職や保健師等の専門職の確保が慢性的に困難な状況が継続しており喫緊の課題となっている。
- 現在、社会構造の変化や行政需要の多様化・複雑化が急速に進んでおり、個々の職員に求められている能力の高度化が進み、業務負担も増大している。
- このようなことから、職員の確保対策として受験者の年齢制限の緩和、採用試験の早期実施及び専門職の確保検討とあわせて、事務事業の効率化、職員の健康管理及びワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりを行い、その上で職員の定員適正化を進める必要がある。
- また、本町の人事評価は業績評価及び能力評価により実施しているが、業績評価が主となっており能力評価が反映しにくい制度であるため、今後は、職員の資質向上につながる人事評価を目的に、やりがいを実感できる取組、成果主義、負担の少ないシステムの導入など新たな人事評価制度を構築する必要がある。
- 事務事業の効率化に向けて、起案・決裁のオンライン化を取り入れ、2023（令和５）年に策定した香美町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づいたデジタル化の推進、AI 等の活用により業務効率化を図り、職員が相談など住民対応業務へ集中できる環境を構築する必要がある。

② 公共施設等マネジメント

- 本町では、今後の公共施設の老朽化、人口減少・少子高齢化による公共施設の利用状況の変化や厳しい財政状況を考慮し、公共施設の在り方を検討するため「香美町公共施設等総合管理計画」と総合管理計画に基づき個別施設ごとの具体的な対応方針を示す「個別施設計画」を策定し、公共施設等マネジメント（保有する公共施設等を有効活用しつつ、施設保有量の見直しや計画的な保全による施設の長寿命化を図るための取組）の推進を行っている。
- 利用用途がない施設を維持管理することは多くの費用や労力を要するため、利活用・譲渡を検討した後、利用が見込めないと判断した場合は、利用可能な施設であっても解体撤去を推進する必要がある。
- 今後、統合により廃校となった複数の校舎や体育館、グラウンドが普通財産となることから、財政負担の少ない譲渡を検討する必要がある。また、再度利活用する方法もあるが、多額の費用が必要になることが予想される。いずれにしても費用をかけない方法で今後の方向を決めるには多くの課題がある。
- 現在、人件費の増加や物価高騰の影響で施設の管理運営費も増加傾向にある。今後、地方交付税の減少や生産年齢人口の減少に伴う町税の減収等が見込まれる中、指定管理者制度の活用、施設管理者のコスト意識の向上、施設利用料の見直し、省エネルギー対策の検討、また、管理運営費を抑えるため施設管理マニュアルに沿って自主点検を定期的に行い、事後保全から予防保全へシフトし修繕費の削減を行うことや、施設の新設・更新時には効率的に維持管理ができる設計を心がけるなど、さらに

効率的な施設の運営管理を進めていく必要がある。

・ 今後は、効率的な施設の管理運営や、施設の新築・更新の際にはなるべく修繕が少なくなる造りや効率的な利活用・維持管理ができる複合的な造り、また脱炭素・バリアフリー等を意識して盛り込む設計を心がけ、情報の共有を強化し職員の意思を統一できるよう情報の一元化を図る必要がある。

(2) その対策

①行政改革・行政評価・デジタル推進

・ 業務改善、職員の健康管理及びワークライフバランスを考慮した「定員適正化管理計画」を策定する。
・ 一般事務職職員の確保とあわせ専門職の確保が困難な状況となっているため、土木職、保健師などの採用に向け、学校などへの訪問を実施する。
・ 業務改善の一環として「起案・決裁のオンライン化」の導入を検討する。
・ 人材育成・能力開発に活用できるよう「新たな人事評価制度」の構築を検討する。
・ 職員研修計画の目的の達成に成果や効果があったと認められる場合など、研修実績を人事評価に反映する。
・ 行政評価システムを構築し、事務事業の改善やスクラップを行う。
・ オンライン申請の拡充を促進する。
・ デジタルデバイド対策に取組む。
・ 内部事務のデジタル化を促進する。
・ 情報セキュリティ対策に取組む。

②公共施設等マネジメント

・ 管理運営費を抑えるため、香美町公共施設維持管理マニュアルに沿って自主点検を定期的に行い、事後保全から予防保全へシフトし、安定した住民サービスの提供と修繕費の縮減、更新費用の平準化、施設の長寿命化を推進する。
・ 用途廃止した施設の有効活用について、町内外、公民を問わず、広く活用案や受入先を模索し、さらに、活用案や受入先がなかった場合は、利用可能な施設であっても解体撤去を推進し、施設の保有量（延床面積）の縮減に努めるなど、公共施設等マネジメントにおける情報共有と職員同士の意思統一の強化を図る。
・ 管理運営費の削減に向け、環境に配慮した省エネルギー対策及び脱炭素対策などを推進する。

(3) 計画

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備 考
１２ その他地域の持続的発展に関し必要な事項	⑴ 過疎地域持続的発展特別事業	多文化共生社会推進事業 ○具体的な事業内容 住民の理解を深める機会の提供、在住外国人の生活支援体制づくり ○事業の必要性 地域における活躍の場づく	町	

		り ○見込まれる事業効果 多様な人々による地域づくりの促進		
	⑵ その他	公共施設等解体撤去事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

香美町公共施設等総合管理計画では、施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、当該計画及び個別施設計画との整合性を図りながら、適正に施設等を管理する。

施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針は以下のとおり。

・点検・診断・修繕等の履歴のデータベース化を行い、メンテナンスサイクルに基づく適切な維持管理を実施する。

・今後も保有していく施設については、損傷が軽微な段階から修繕等を行う予防保全と、不具合が発生してから修繕等を行う事後保全の管理方法を明確化し、計画的な保全を図る。

・点検・診断等の状況や修繕記録等を踏まえ、修繕・更新等の優先順位付けを行い、計画的な修繕・更新等を実施することにより、費用の平準化を図る。

・今後、更新が必要となる施設については、ライフサイクルマネジメントの考え方を取り入れるとともに、集約化・複合化・減築等の可能性を含めた検討を行う。

事業計画（2026（令和８）年度～2030（令和 12）年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備 考
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住定住促進事業	○具体的な事業内容 移住定住者への情報提供や相談窓口を設置するとともに、住宅取得・住宅改修等への支援 ○事業の必要性 移住定住の促進による人口減少の抑制 ○見込まれる事業効果 移住検討段階から移住に至るまでの継続した支援を行うことによる移住の促進	住民	地域への新しい人の流れをつくることにより地域が活性化
	結婚支援対策事業	○具体的な事業内容 結婚新生活者への支援及び男女の出会いの機会創出のイベント費用の補助 ○事業の必要性 結婚支援対策を行うことによる人口減少の抑制 ○見込まれる事業効果 人口減少の抑制	住民	地域づくりの担い手を確保することにより地域が活性化
2　産業の振興	農業振興事業	○具体的な事業内容 集落営農組織等の法人化に対して補助金を交付、新規就農者の確保及び育成を行うための支援 ○事業の必要性 農業就業者の高齢化への対応 ○見込まれる事業効果 農地保全の推進	住民	農業の担い手を確保することにより次代に引き継ぐ
	畜産振興対策事業	○具体的な事業内容 増頭農家へ補助金を交付、学校給食へ但馬牛肉を提供 ○事業の必要性 農家の減少が進む中で、規模拡大による畜産経営の確立、地産地消の推進 ○見込まれる事業効果	住民	生産基盤を強化することにより次代に引き継ぐ

		但馬牛生産基盤の強化		
	水産業振興事業	○具体的な事業内容 魚食普及のための事業、水産物の PR 事業、燃油高騰対策及び魚類残さいの適正処理対策などの支援を実施 ○事業の必要性 漁業者及び水産加工業者の経営の安定化 ○見込まれる事業効果 地域経済の活性化	関係団体	漁業者及び水産加工業者の経営の安定化を図ることにより次代に引き継ぐ
	商工業振興事業	○具体的な事業内容 起業・創業支援、企業立地促進条例に基づく企業支援、働き手の確保など町内事業者や町商工会等関係団体の取り組みに対する支援 ○事業の必要性 町内中小企業等の持続的発展のため ○見込まれる事業効果 本町の商工業の活性化	関係団体	商工業の活性化により将来にわたって企業を支えていく人材を確保
	観光振興事業	○具体的な事業内容 観光行事実施に対する支援、誘客に関する事業 ○事業の必要性 本町への一層の誘客を図る ○見込まれる事業効果 本町の観光産業の活性化	関係団体	観光消費額の増加の促進により地域経済の競争力を向上
	山陰海岸ジオパーク推進事業	○具体的な事業内容 山陰海岸ジオパークの普及啓発、観光 PR、環境整備に関する事業 ○事業の必要性 観光振興策の一層の促進 ○見込まれる事業効果 持続可能な地域の活性化	関係団体	地域資源を活用した観光振興により地域経済を活性化
4　交通施設の整備、交	バス運営事業	○具体的な事業内容 バス事業者へ補助金を交付	民間事業者	公共交通の維

通手段の確保	町民バス運営事業	○事業の必要性 公共交通機関の確保 ○見込まれる事業効果 地域住民の移動手段の確保 ○具体的な事業内容 町民バスの運行 ○事業の必要性 路線バスの運行がない地域における移動手段の確保 ○見込まれる事業効果 地域住民の移動手段の確保	町	持により豊かな地域生活を確保 住民の移動手段を確保することにより豊かな地域生活を確保
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	町単乳幼児等医療費助成事業	○具体的な事業内容 小学３年生までの医療費一部負担金を無料化（所得制限なし） ○事業の必要性 乳幼児の保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 乳幼児の福祉の向上	町	安心して子育てができる環境づくりにより持続可能な地域社会を実現
	町単こども医療費助成事業	○具体的な事業内容 小学校４年生から１８歳到達年度（高校３年生相当年齢）までの医療費一部負担金を無料化（所得制限なし） ○事業の必要性 子どもの保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 子どもの福祉の向上	町	同上
	町単保育料軽減事業	○具体的な事業内容 保育料の軽減 ○事業の必要性 保育の必要な子どもの保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 子育て環境の確保	町	同上
	町単保育所運営支援事業	○具体的な事業内容 民間保育施設の運営費を支援	社会福祉法人等	同上

		○事業の必要性 質の高い保育の実施 ○見込まれる事業効果 子育て環境の確保		
	保育所等給食費（副食費相当）無償化事業	○具体的な事業内容 給食費（副食費相当）を支援 ○事業の必要性 保育の必要な子どもの保護者の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果 子育て環境の確保	町	同上
	母子保健対策事業	○具体的な事業内容 妊娠を望む方への支援及び妊娠、出産、産後、乳幼児期の母子への相談等の支援体制整備や経済的支援 ○事業の必要性 安心して妊娠、出産、産後、乳幼児期を過ごせる環境の整備 ○見込まれる事業効果 子育て支援・少子化対策の充実	町	母子保健サービスの充実により豊かな地域生活を確保
	緊急通報システム事業	○具体的な事業内容 高齢者等の緊急時に対応できる緊急通報装置を設置 ○事業の必要性 高齢者等の生活の安全を確保 ○見込まれる事業効果 在宅福祉の向上	町	高齢者等が安心して暮らせる豊かな地域生活を確保
	高齢者等生活支援事業	○具体的な事業内容 在宅高齢者等に対し、医療機関等への外出を支援 ○事業の必要性 高齢者等の医療機関の受診時の移動手段を確保 ○見込まれる事業効果 在宅高齢者等の自立した生活の確保	町、民間事業者	同上
	地域活動支援センター運営事業	○具体的な事業内容 地域活動支援センターを運営す	社会福祉法人等	障害者が安心し

		る法人等への補助 ○事業の必要性 障害者の日中の居場所や相談機会の提供 ○見込まれる事業効果 障害者と地域社会の交流促進		て暮らせる豊かな地域生活を確保
	在宅医療・介護連携事業	○具体的な事業内容 ＡＩやＩＣＴを導入する医療・介護施設を運営する法人等への補助 ○事業の必要性 在宅医療と介護事業所の連携を図る ○見込まれる事業効果 地域包括ケア体制の構築	社会福祉法人等	地域ケアの充実により豊かな地域生活を確保
	介護人材等確保対策等事業	○具体的な事業内容 町内の介護保険事業所・障害福祉サービス事業所における介護職員及び支援員の確保への取組を支援 ○事業の必要性 介護人材及び障害福祉サービス事業所に勤務する支援員の確保と質の向上を図る ○見込まれる事業効果 介護サービス及び障害福祉サービス提供体制の確保	町	持続可能な介護サービス提供体制の確保
	予防接種事業	○具体的な事業内容 定期予防接種の実施 ○事業の必要性 感染症の発生やまん延の防止 ○見込まれる事業効果 住民の健康の保持増進	町	住民の健康の保持増進により地域活力を維持
7　医療の確保	地域医療対策事業	○具体的な事業内容 医師募集、地域医療講座の開催 ○事業の必要性 医師不足の解消、地域医療の現状の周知	町	医療の提供体制の維持により豊かな地域生活

		○見込まれる事業効果 地域住民への医療の提供、地域医療への理解		を確保
	周産期医療対策事業	○具体的な事業内容 但馬こうのとり周産期医療センターの運営に要する費用負担 ○事業の必要性 産科医療の提供体制の確保 ○見込まれる事業効果 地域住民への産科医療の提供	公立豊岡病院	同上
	救急医療対策事業	○具体的な事業内容 ドクターカーの運行に要する費用負担 ○事業の必要性 救命率の向上、後遺症の軽減 ○見込まれる事業効果 ドクターカーの安定的な運行	公立豊岡病院	同上
8　教育の振興	通学手段等確保事業	○具体的な事業内容 スクールバスを運行 ○事業の必要性 小・中学生の交通不便地域の解消 ○見込まれる事業効果 小・中学生の通学手段の確保	町	地域条件に左右されない教育環境の整備により豊かな地域生活を確保
	教育ＩＣＴ活用支援事業	○具体的な事業内容 ＩＣＴ支援員を配置 ○事業の必要性 学校内のＩＣＴ活用を早急に推進 ○見込まれる事業効果 教育環境の充実	町	同上
	学校等給食費無償化事業	○具体的な事業内容 給食費を支援 ○事業の必要性 子育て世帯の経済的負担を軽減 ○見込まれる事業効果	町	同上

		教育環境の充実		
	高等学校生徒数維持確保対策事業	○具体的な事業内容 町内に下宿している町内高等学校在学生に補助 ○事業の必要性 町内高等学校への入学者の確保 ○見込まれる事業効果 町内高等学校の維持	住民	同上
	高等学校生徒バス通学定期購入補助事業	○具体的な事業内容 路線バス通学生の定期券購入費用の一部を補助 ○事業の必要性 子育て世代の教育における経済的負担軽減 ○見込まれる事業効果 地元定住の促進	住民	同上
	スポーツ指導者養成事業	○具体的な事業内容 スポーツに関する公認資格取得等に要した費用の一部を補助 ○事業の必要性 スポーツ指導者の資質の向上と人材の確保 ○見込まれる事業効果 スポーツの普及推進	住民	地域条件に左右されないスポーツ環境の整備により豊かな地域生活を確保
	社会体育及び文化活動における大会等派遣費補助事業	○具体的な事業内容 県を代表して出場する全国大会等に要した費用の一部を補助 ○事業の必要性 競技スポーツにおける技術の向上 ○見込まれる事業効果 スポーツの普及推進	住民	同上
9　集落の整備	香りの花づくり事業	○具体的な事業内容 花づくり運動又は花に関するイベントを行う団体への補助 ○事業の必要性	自治会、住民	花づくり等を通じて地域への愛着を

		地域の環境美化 ○見込まれる事業効果 美しいまちづくりの推進		向上
	小規模集落活性化事業	○具体的な事業内容 区等の活性化活動に要する費用の一部を補助 ○事業の必要性 小規模集落の活性化 ○見込まれる事業効果 集落機能の維持	自治会	集落機能の維持により地域づくりの基盤を確保
	地域コミュニティ活性化事業	○具体的な事業内容 地域づくりのための活動に取り組む住民団体等への補助 ○事業の必要性 地域のコミュニティ活動の活性化 ○見込まれる事業効果 住民の自主的なまちづくりの促進	自治会、住民	住民の自主的なまちづくりにより持続可能な地域社会を実現
１０　地域文化の振興等	文化芸術振興事業	○具体的な事業内容 地域の伝統文化を伝承するために必要な費用の一部を補助 ○事業の必要性 伝統文化の維持 ○見込まれる事業効果 文化芸術の享受による心豊かな社会の実現	自治会、団体	地域資源や固有の文化の保存活用による地域づくりの活性化
	指定文化財保存整備事業	○具体的な事業内容 国・県・町指定・登録文化財の保存整備に要する費用の一部を補助 ○事業の必要性 文化財の保護 ○見込まれる事業効果 文化財の保護による地域の歴史文化の継承と地域活性化	自治会、団体、住民	同上
１２　その他地域の持続的発展に関し必要	多文化共生社会推進事業	○具体的な事業内容 住民の理解を深める機会の提供、在住外国人の生活支援体制づくり	町	地域づくりに多様な人々が参加する

な事項		○事業の必要性 地域における活躍の場づくり ○見込まれる事業効果 多様な人々による地域づくりの促進		ことにより持続可能な地域社会を実現

香美町過疎地域持続的発展計画

令和７（2025）年 12 月

発行：兵庫県香美町

〒669-6592　兵庫県美方郡香美町香住区香住 870-1

TEL　0796（36）1111　　FAX　0796（36）3809

URL　http://www.town.mikata-kami.lg.jp